

平成29年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年9月19日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第77号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第3	議案第78号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第4	議案第79号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
第5	議案第80号	財産の無償譲渡について(飛騨市森林体験交流施設)
第6	議案第81号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第82号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第83号	字区域の変更について(古川町黒内Ⅵ地区)
第9	議案第84号	字区域の変更について(宮川町大無雁・落合Ⅲ地区)
第10	議案第85号	字区域の変更について(神岡町西Ⅲ地区)
第11	議案第86号	市道路線の認定について
第12	議案第87号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第13	議案第88号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案第89号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第90号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第91号	平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第92号	平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第18	認定第1号	平成28年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第2号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第3号	平成28年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第4号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第5号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第6号	平成28年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第7号	平成28年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第8号	平成28年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第9号	平成28年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第10号	平成28年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第11号	平成28年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第12号	平成28年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第13号	平成28年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第31	認定第14号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第32		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 7 7 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 7 8 号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 4	議案第 7 9 号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 8 0 号	財産の無償譲渡について（飛騨市森林体験交流施設）
日程第 6	議案第 8 1 号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 8 2 号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 8 3 号	字区域の変更について（古川町黒内Ⅵ地区）
日程第 9	議案第 8 4 号	字区域の変更について（宮川町大無雁・落合Ⅲ地区）
日程第 1 0	議案第 8 5 号	字区域の変更について（神岡町西Ⅲ地区）
日程第 1 1	議案第 8 6 号	市道路線の認定について
日程第 1 2	議案第 8 7 号	平成 2 9 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 3	議案第 8 8 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 4	議案第 8 9 号	平成 2 9 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 5	議案第 9 0 号	平成 2 9 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 6	議案第 9 1 号	平成 2 9 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 7	議案第 9 2 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 8	認定第 1 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	認定第 2 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	認定第 3 号	平成 2 8 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 4 号	平成 2 8 年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 5 号	平成 2 8 年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 6 号	平成 2 8 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 7 号	平成 2 8 年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 8 号	平成 2 8 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 9 号	平成 2 8 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 1 0 号	平成 2 8 年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 1 1 号	平成 2 8 年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 1 2 号	平成 2 8 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 1 3 号	平成 2 8 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 3 1	認定第 1 4 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第 3 2		一般質問

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	丈	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	石	腰		豊
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	洞	口	廣	之
教育委員会事務局長	清	水		貢
企画部長	湯	之	明	宏
商工観光部長	泉	原	利	匡
環境水道部長	大	坪	達	也
市民福祉部長	柚	原		誠
農林部長	柏	木	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	場	順	一
病院管理室長	佐	藤	哲	哉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依
			子	

平成29年第3回 飛騨市議会9月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 12名

No.	質問者	質問事項	備考
1	1	前川文博	
		1. 防災対策について	
		① 避難所の指定について。	
		② 高原川の対策は。	
		③ 山田川の対策は。	
		2. 体育設備更新・修繕計画について	
		① 桜ヶ丘体育館改修計画と機器更新の状況は。	
		② ナイター照明設備の修繕は。	
		3. 飛騨市公共交通について	
		① 以前の体系と現状で経費はどう変わったのか。	
		② 運賃補填による市の持ち出し分の見込みと現状は。	
19日 (火) 午前			
2	2	澤史朗	
		1. ロスト・ライン・パーク整備事業について	
		① 溪谷コース安全対策工事の進捗状況。	
		② 神岡橋梁補修工事の増額分工事の経緯。	
		2. 指定管理施設の更新及び現状について	
		① 来年度更新になる指定管理施設の更新内容の検討を求む。	
		② 指定管理料の減額と経営状況のバランスをどう捉えるか。	
19日 (火) 午前			
3	3	森下真次	
		1. 今後の財政運営	
		① 予算規模の目安。	
		② 力を注ぐ分野。	
		③ 市民の声をどのように反映するのか。	
		④ 経常経費削減。	
		⑤ 建設予算の確保。	
		2. 宮川町の文化財活用に向けて	
		① 池ヶ原湿原のトイレ改修に向けての進捗状況。	
		② 池ヶ原湿原駐車場の拡大。	
		③ 池ヶ原湿原のヨシ刈り。	
		④ 旧中村家の屋根改修。	
		⑤ 考古民俗館の活用。	
19日 (火) 午後			
4	4	洞口和彦	
		1. 国民健康保険の改革について	
		① 運営移行に伴う飛騨市のメリットとデメリットは。	
		② 標準保険料はどうなるのか見通しは。	
		③ 国の追加公費や激変緩和措置は。	
		④ 県の保険料水準の一本化の方針は。	
		⑤ 基金の2億円の積立について。	
		⑥ 医療費削減の取り組みは。	
		2. 教育問題について	
		① 教員の勤務時間改善について。	
		② 学力テストについて。	
		③ 夏休み明け対策は万全か。	
		④ 給食費補助について。	
19日 (火) 午後			
5	5	仲谷丈吾	
		1. 飛騨市でのドローン活用について	
		① これまでに市ではドローンを活用してどのような取り組みをしてきたか。	
		② 楽天との連携は今後どのように進んでいくのか。	
		③ 今後、市ではどのようにドローンを活用していこうと考えているのか。	
		④ 今後消防本部ではどのようにドローンを活用していくのか。	
		⑤ 徳島県那賀町などの先進地との交流をしていってはどうか。	
19日 (火) 午後			

No.	質問者	質問事項	備考
6	1 中村健吉	<p>1. 市内2高校の支援についての飛騨市の考えについて</p> <p>① 県の決定を受け市の進学事情にどのような影響が出ると考えるか。 ② 市内2高校に対する飛騨市の支援内容に変化はあるか。</p> <p>2. 「道の駅アルプ飛騨古川」の今後について</p> <p>① 「道の駅アルプ飛騨古川」の今後について、市としての考えは。</p>	20日 (水) 午前
7	2 住田清美	<p>1. 保育園運営について</p> <p>① 民営化の方向性について。 ② 宮川保育園の再開について。 ③ 保育士の処遇改善について。</p> <p>2. 台風5号による災害対策について</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始発令の判断基準について。 ② 河川の避難判断水位との関係性。 ③ 3地区の避難所状況について。 ④ 河川改修の計画について。 ⑤ 他地区の対応について。 ⑥ 防災情報のPRについて。</p>	20日 (水) 午前
8	3 中嶋国則	<p>1. 森林公園の整備について</p> <p>① 林業センター及び管理棟(宿泊棟)の建替えを。 ② 緊急避難場所としての必要性。 ③ 400mトラックを備えた陸上競技場整備を。</p> <p>2. 飛騨市クリーンセンター火災に関する費用負担と今後対応について</p> <p>① 施設復旧工事にかかった費用は。 ② ごみ処分にかかった費用は。 ③ 建物災害共済金は。 ④ プラントメーカーへの請求額は。 ⑤ 請求額の支払いがなされない場合の対応は。</p>	20日 (水) 午後
9	4 井端浩二	<p>1. 防災に強い町づくりについて</p> <p>① 防災士を多く増やす働きかけができないか。 ② 避難場所は市民に周知できているか。また、その安全性は。 ③ 市の備蓄は大丈夫か。指定避難所での備蓄は。市民啓発活動は。 ④ 独居老人、体の不自由な方の避難体制はできているのか。</p> <p>2. 入居者不在の県職員住宅について</p> <p>① 入居者不在の県職員住宅について市の考えは。</p>	20日 (水) 午後
10	5 野村勝憲	<p>1. 指定管理施設の現状と展望について</p> <p>① 具体的に改善された施設と改善のポイントは。 ② 撤退等を含めた再構築を図る時期と思うが、市の考えと将来展望は。 ③ パートも含めた一人あたりの人件費はほぼ同一か。 ④ 山之村牧場に対するトーマツの改革改善内容とその進捗は。 ⑤ 今後の山之村牧場のビジョンは。</p> <p>2. 飛騨古川まつり会館の運営について</p> <p>① 飛騨ゆいに参加したのはトーマツのアドバイスだったのか。 ② まつり会館を飛騨ゆいから分離し匠文化館と一体運営を図ったら。</p> <p>3. 道の駅について</p> <p>① アルプ飛騨古川がコンビニに変更するとき事業者から説明があったか。 ② ウォーキングコースを道の駅を拠点に設定して集客力をアップしたら。 ③ 宙ドーム神岡は他にない施設になるだけに、有料にしては。 ④ 宙ドーム神岡内に山之村を紹介するコーナーを設けたら。</p>	20日 (水) 午後
11	1 森要	<p>1. 広葉樹資源利用調査・検討事業について</p> <p>① アンケートの調査について。 ② 「飛騨市森林配置・活用推進円卓会議」の詳細について。 ③ 飛騨市の広葉樹活用の新しい仕組みづくりについて。</p> <p>2. 観光客受け入れの充実について</p> <p>① 神岡観光施設案内看板設置及び誘導パンフレットの作成について。 ② 観光バス、自家用車等の動向実態調査について。 ③ オートバイ・自転車用駐輪場等の設置について。</p>	21日 (木) 午前
12	2 高原邦子	<p>1. 人手不足についての対応策はどのようなものか</p> <p>① 市内の建設業従業員が減少している。除雪体制についての考えは。 ② 除雪オペレーターの平均年齢はどれくらいか。 ③ 神岡町の直営オペレーターの数が減ったと聞いた。その理由は。 ④ 除雪条件の変更についてはどのように考えているのか。 ⑤ 雪下ろし助成やサポート事業への影響と対策は。助成事業の実態も問う。</p> <p>2. 教育現場での職場環境とその対応について</p> <p>① 教員の加配は市単で増やせないか。人員の配置は足りているか。 ② 職員の職場環境はどうか、先生からいろいろな意見は届いていないか。 ③ 学校からのあらゆる要望にはすぐに対処しているか。 ④ 補正や予備費での予算対応への考え方について。</p>	21日 (木) 午前

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番、仲谷丈吾君、2番、井端浩二君を指名いたします。

◆日程第2 議案第77号 飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
から

日程第31 認定第14号 平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定
について

日程第32 一般質問

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第2、議案第77号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例についてから日程第31、認定第14号、平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についての30案件を一括して議題といたします。30案件の質疑とあわせて、これより日程第32、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に8番、前川文博君。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

[8番 前川文博 登壇]

○8番 (前川文博)

おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、今議会のトップバッターとして一般質問を始めさせていただきます。

1点目です。防災対策について質問いたします。

ことしも局地的に短時間で大雨が降る集中豪雨や、予測が困難な局地的大雨いわゆるゲリラ豪雨が全国で多発しています。この飛騨地域でも強い雨が降っている地域の数十メートル先では、まったく雨が降っていない状況もよく見受けられます。先般の台風5号接近時には、深夜時間に避難勧告が発令されることを予測して、明るい時間帯に避難準備情報を出し、移動に時間のかかる高齢者の方や小さな子供と一緒に早期の避難を促しました。6月25日、午前7時2分に発生した長野県南部の震度5強を観測した地震では、飛騨市でも携帯電話や同報無線で緊急地震速報がありました。揺れと同時くらい、また

は揺れた後でした。幸い、飛騨市の揺れは小さく被害はありませんでしたが、直下型の地震では緊急地震速報も間に合わないことを体験いたしました。

先般9月3日の飛騨市防災訓練では地震が発生した想定で行われました。同報無線が流れた地区、流れなかった地区があり、私がいた船津地区では午前7時30分の予告放送、その後、午前8時4分のエリアメール、その後、一度同報無線が流れましたが、一時避難場所にいたため、外のスピーカーの音が重なり、何が放送されているのか全くわからない状況でした。

幾つかの問題点も出てきております。エリアメールですけれども、携帯電話のほうはSNSで来ているのでメールに残っていましたが、スマートフォンのほうは一回見たことになると消えてしまうといったこともできております。そういったいろいろな問題点も出てきていますが、防災訓練は問題点を洗い出して、いざというときに役立てていくものだと思っています。今回の訓練を振り返っていただいて、連絡体制などいろいろな問題点を整えていただきたいと思います。

そこで、次の3点を伺ってまいります。

1つ目です。避難所の指定についてです。

神岡町船津地域の避難所マップを見比べますと、矛盾したことに気が付きました。船津中央地域では船津座が指定避難所となっておりますが、水害時は神岡小学校へ避難することになっております。船津座は水害時に1階部分が浸水する可能性があり、2階以上が避難施設となっているためであると考えられます。川西地域の住民は神岡消防署横にあるふれあいセンターが指定避難所となっておりますが、水害時には1階部分が浸水するため2階以上が避難施設となっております。そのため山田川を渡り、船津座へ避難するようになっています。お手元に資料を配付しておりますが、横に並んでいるので見比べていただければわかると思いますが、山田川の橋の上で中央のほうと川西のほうクロスするような避難経路となっております。

ここでお気づきになるとおもいますが、船津中央地区の方は船津座が浸水地域のため別の指定避難所、神岡小学校へ向かっています。川西地域のほうは、ふれあいセンターが浸水地域のため別の避難所に向かうのですが、その船津座は浸水地域であり、船津中央地区の方は既に別の避難所に移動している、そういう状況になります。避難所マップ作成には地域の方の意見を聞いた上で作成されていると聞いていますが、水害時には使えない避難所として捉えている地域の避難施設を、隣の地域の方が避難施設として指定するのは少し理解ができないのではないかと思います。結局、そこへ行くことになっても、また別の避難所へ移動しなくてはならなくなってしまうからです。また、水害時の避難場所、土砂災害時の避難場所、地震の場合など複雑でわかりにくいのが現状です。神岡町市街地は避難施設が少ない地域であります。いざというときに高齢者にもわかりやすい避難所マップの作製ができないかお伺いをいたします。

2点目です。高原川の対策はということですが。

西里橋付近は河川の断面積が一番狭いところであり、危険氾濫水位の表示が設置してある場所でもあります。その下流にある船津座は敷地の途中から堤防が一段低くなっています。これは、以前役場があり、その後町民センターとして利用された土地と民地との境界であります。ここから下流は堤防の天板幅も狭くなっています。この部分で堤防の強度不足があるのではないかと心配の声もありますが、強度について心配はないのかお尋ねいたします。

また、山田川との合流地点から下流では、河床の掘下げが数十年前に検討されたことがあると聞いています。この場所には発電用の取水堰があり、そこで高原川を流れる水の流速が落ち、水が滞るため以前の船津高校の場所、今の神岡消防署やふれあいセンター付近が浸水地域となる原因ではないかと考えられます。前段の質問にある避難所の浸水地域が河床の掘下げで解消できるのではないのでしょうか。宮川でも水害の後、河床の掘下げが行われました。災害が発生してからではなく、発生する前に対策していくことが大切であると考えますがいかがでしょうか。

また、今の取水堰は木の板でできており、ある程度の水量になるとその板が水圧で自然に抜け、堰が解放される仕組みになっていますが、増水時に100%板が水圧で抜けて堰が解放されるとは限りません。取水堰を開閉式にするよう設置者に働きかけはできないものかお伺いいたします。

3点目です。山田川の対策についてです。

ことしの春に取水堰の土砂撤去が行われ、堰の開閉も実施されました。これで増水時は堰を開放することによってその分の水位が下がるので、付近の方は少し安心度が上がりました。しかし、手動で開閉を行うため危険が伴うことには変わりはありません。さらに元に戻すのは人力では容易ではない状況です。撤去した土砂の堆積もまた増えてきております。以前も一般質問でお聞きしましたが、人的な被害が出る前に油圧式に改修するのが一番いいと考えますが、設置者の飛騨市としての考えは変化があるのかお伺いします。

また、上今町4丁目付近は水があふれる一番危険な場所と考えられます。山田防災ダムができる前は10年に一度の豪雨、1秒間に260トンの流量に対応できる設計でした。防災ダムが完成後した後は、もう少し長い期間に対応するように安定度が上がったと聞いております。しかし、ゲリラ豪雨など局地的な雨が多くなってきた今、防災ダムの下流で豪雨になると、下流に対する対策がないのではと感じています。例えば、山田地内や堀之内、寺林などで時間雨量50ミリや100ミリの雨が降った場合、防災ダムでの水量調整はできません。上今地域には土砂災害警戒区域のレッドゾーンもあり山田川までかかっています。土砂災害が起きた場合、土砂ダムとなり、さらなる災害を引き起こすことが懸念されます。水位表示は設置され、カメラも設置されましたが、急峻な山間を流れる河川なので降雨状況によっては短時間での増水があると予想されます。そのためにも、避難するときの目安がほしいのが現状です。危険水位の表示など、もう一步踏み込んだ対策ができないかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

総務部長、東佐藤司君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

1点目のご質問、避難所マップの作成についてお尋ねがありましたが、その前に、船津座とふれあいセンターの避難所としての適否にお触れになられましたので、現状等についてご説明を申し上げます。

まず、2つの施設とも洪水時においては建物の2階以上を利用する、いわゆる垂直避難の施設として飛騨市指定緊急避難場所・避難所に指定されております。この地域の浸水深が1メートルから2メートルであり、1階部分は浸水の可能性があります、2階部分は避難できるという考えによるものでございます。

避難所の指定については、災害対策基本法により特異な現象ごとに避難所を定めることとなっており、飛騨市におきましては、高潮及び津波を除く、洪水、土砂災害、地震及び大規模火災を対象とし、昨年度見直しを行いました。施設管理の状況、立地条件、構造条件及び耐震条件を確認し、飛騨市指定緊急避難場所・避難所として指定しております。

その上で、議員ご指摘のような矛盾が生じていることは承知をいたしております。その原因は、現在避難所マップとして公表されている「わが家の防災」、「洪水ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」の3つが、作成した年度が異なっている中で、整合を取らないまま残ってしまっているためであり、現在、その修正作業を進めているところです。

今後の具体的な予定としましては、今年度「土砂災害ハザードマップ」を修正し、来年度から再来年度にかけて、県の想定浸水域の見直しにあわせて、宮川、高原川、山田川について「洪水ハザードマップ」を修正する予定です。これによって記述上の避難所等の不一致は逐次解消していくこととしております。なお、ハザードマップの作成手順としては、「土砂災害ハザードマップ」を例にとりますと、県において土石流や急傾斜地の危険の状況を判断し、警戒区域、いわゆるイエローゾーン及び特別警戒区域レッドゾーンを指定しております。その結果に基づき、市において一時避難場所及び指定避難所の位置を載せ、当該地域の区長・自治会長等と調整し、避難経路等を決め、それらを総合してハザードマップとして市民に公表するという手順をとっております。その際に、ハザードマップの記述につきましても、地元の区長・自治会長等の意見を参考にしつつ、市民の皆様にはわかりやすいように大きく見やすい文字を使う、最新の記号を使うなどの工夫をしてみたいと思います。また、並行して、マップを見なくても洪水の時はここへ逃げるといったことを家の中に貼っておけるようなシンプルな掲示物の作成も検討してみたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

2点目の、高原川の対策についてお答えします。

まず、船津座下流側の堤防の強度不足があるのではないかとの点につきましては、河川管理者であります古川土木事務所に確認しましたところ、当該箇所は過去にコンクリート張りや石張りなどで補強されており、一定の対策がなされていると考えているということでした。

次に、山田川合流点から下流の河床の掘下げについてですが、当該地区では近年浸水被害がないことから、現在、市内で近年浸水被害等を受けた河川の整備を優先的に実施していただいているところです。しかし、近年の異常気象により、明らかに異常な土砂の堆積等が確認された場合につきましては、岐阜県に対し速やかに撤去されるよう要望してまいります。

次に、災害が発生する前の対策につきましては、市としましても議員ご指摘のとおり大変重要なことと考えております。一方、ハード整備のみによる対策には限界があることから、防災訓練等の実施による地域防災力の向上や、アラームメール等による河川情報の提供などソフト対策を組み合わせ対応しているところでございます。

最後に、取水堰を開閉式にするよう設置者に働きかけはできないかというお尋ねでございます。この取水堰が設置された位置は、比較的川幅の広い場所であり、かつ低い位置に設置されていること、また、堰は角落し構造で木の板がはめ込まれております。出水時は板が外れることで抵抗が軽減される構造となっていることから、出水に対する一定の配慮がなされていると想定されています。堰の設置者には安全性や今後の改修予定など情報の提供、調査等をお願いしたいと思っております。

3点目の山田川の対策はについてお答えします。

山田川に設置されております牛ヶ口用水は、慣行水利権により生活用水の取水を行っております。堰の構造はコンクリート製の躯体に鋼製の連鎖回転式止水板が設置されたもので、操作は河川内での作業を要するものであります。本年、古川土木事務所において土砂を撤去していただきましたが、出水時の操作は困難であると考えております。

堰を油圧式へ改修してはとのご意見ですが、堰の改修には県の河川管理上、支障を来さない方法で実施する必要があると、家屋の連続する当箇所では改修時における住宅への影響も大きく、多大な費用と時間がかかること、また改修するとなると河川法の許可水利権を取り直す必要があります。現状の利用状況では現状と同等の用水量を取水するための許可を得ることが困難であることから、早期の実現は難しい状況にあると考えております。なお、この旨は平成26年9月議会の答弁に変更はございません。

次に、危険水位の表示などもう一步踏み込んだ対策ができないかとお尋ねですが、水防法に基づく水位周知河川等は、飛騨市では宮川、高原川、荒城川が指定され危険水位等が定められています。水位周知河川等の指定は洪水による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や、経済活動の状況等から相当な被害が予想される河川を示し、都道府県知事が総合的に判断することとされています。指定にあたっては、氾濫危険水位や避難判断水位など基準となる水位を定める必要があり、そのためには基準となる地点に水位計を設置し、出水時の観測データを蓄積する必要があるなどの条件があると聞いて伺っております。

市としましては、昨年、古川土木事務所において量水標を2カ所設置していただきましたので、地区と連携し、この量水標や過去の出水状況の経験を生かして地域の自主防災組織による独自の避難基準を定め、避難の判断ができるようにしてまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○8番（前川文博）

3点の回答をいただきました。まず1点目のハザードマップ、避難所マップですね、昨年から手をつけて今修正中ということで、大きい文字でわかりやすく、記号もわかりやすいものを使っていくという話でございました。家のほうに見てわかりやすい避難所の、例えば私の家でしたら船津座とかそういったものを作るようなものと考えていくということですね。たしかこれも以前の一般質問で各家にA4版とかで、何かそういうのができないかということをしたような記憶がありますので、そういったこともまた、いいことはどんどん取り入れていただいて、早めに対応してわかりやすいものにしていただきたいと思っております。

それから2つ目、3つ目のほうの河川のほうなんですけど、やはり一番問題なのは、取水堰があるのかどうか、あれが問題なのかどうかわかりませんが、あそこで水の流れが遅くなって西里橋の辺では水の量はさばけるけども、どうも滞留するから浸水地域になるんじゃないか、いわゆる避難所の付近がですね、神岡消防署も含めふれあいセンターも船津座も、その流れが遅くなることによって時間の水量がさばけないということが原因じゃないかなと思うんです。やっぱり取水堰もなんですけど、やっぱり被害があったところを優先してやるというのもわかるんですけど、現実に浸水地域になるからというような避難所なわけですし、消防署もそうなんですよね。消防署もやっぱり機能、消防車、救急車ありますから、そこで1メートル水がつくようではやっぱり機能できないということもかかわってまいります。そう考えたときにあそこにもう1つあるのが、発電用の導水管もどうもあそこを通過して、その上に堰があるということで、どうもあれを下げれないというのが昔あったらしいという話なんですけど、やはりちょっとその辺は今後ですね、一応今の予想としては浸水するということなので、やはり浸水するところを減らすという意味で考えていくことが必要じゃないかと思うんですけど、そういうことについては

どうですか、総務でも基盤でも、下げたほうがいいとかこのままでいいんじゃないとか、その辺の見解はどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えします。古川土木のほうにも今回の件はいろいろご相談させていただきました。県のほうの中でも今飛騨地域の中では一応安全に近いほうということです。ハザードマップの浸水被害の想定につきましては、ご質問にもありますように堤が薄いんじゃないとか、それからあそこ山田川の合流点になっています。水位が上がってきたことによって洪水位がだんだん高くなるんですね、山田川から入ってくる水が。そちらのほうの影響等で合流点付近の浸水被害が多いんだろうというふうに判断されているそうです。

それから、今ありました導水管があるということですが、今の堰自体が導水管を守るためにあそここのところでそれ以上河床洗掘がないようにという施設というふうに考えられますので、基本、掘り下げるとするのは非常に難しい施設なんだということを聞いています。

現在、くどくなりますけど、岐阜県のほうではとりあえず早急に優先順位の高く整備する河川ではないというふうに判断されてみえるということを知っています。

○委員（前川文博）

確かに導水管があって掘り下げができないという話で昔もあったと私も聞いています。しかしやっぱり今の重要な施設がある地域で、やっぱり浸水地域というのは、やっぱり市にとっては、県のほうの優先順位としては上じゃないかもしれませんが、市としてはやっぱり消防署がある位置とか、ふれあいセンターの避難所、濃飛バスの発着点とかがある位置としては、あそこはこのままの浸水するというような予想地域でいいという考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

浸水の予測される、今回のやつにつきましては非常に最悪の場合で破堤とかバックのほうから入ってくるという想定の中で動いていますが、当然市としましてもそういう被害がないほうがいいわけですから、先ほど答弁もありましたように、電力会社、古川土木等にも今後こういう要望を行いながら、何か解決策がないかという検討等はしていきたいと思います。

○委員（前川文博）

わかりました。そこに消防署があるんですけど、消防署さんのほうは一応浸水地域ということになっている場合、何かそういうときの対策というものは検討されているか、考えてはみえますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□消防長（坂場順一）

消防署としましては、浸水被害が想定される場合は神岡振興事務所に車両等を移動して、そこを起点として活動するように計画をしております。以上です。

○委員（前川文博）

わかりました。消防署のほうは移転して機能できるということですので、避難所の問題がありますので、ぜひ掘り下げができないということだけじゃなくて、何らかの対策をできることをお願いいたします。

山田川につきましては前回と同じような話でしたので、また自主防災組織なり地元のほうでいろいろと検討していきたいと思います。

それでは次の2点目に入らせていただきます。

体育設備更新修繕計画についてということです。平成27年度に、古川町のトレーニングセンター新設計画がありました。しかし、平成28年度当初予算には計上されていなく、平成28年6月議会で6月補正予算にも反映されていなかったため、中嶋議員がこのことについて質問されています。そのときの答弁では古川町のトレーニングセンター新設計画については、近隣の国府町に国府福祉センター・トレーニング室があり、国府福祉センターの会員の半分以上が飛騨市民である。また、スポーツ推進委員、飛騨市体育協会役員との意見交換でこの件を聞いたところ、スポーツ関係者ですら実はトレーニング施設について知っておられる方が非常に少ないということ。そして、利用者の要望が少ない点で白紙になったということで記憶をしています。

トレーニングセンター新設計画と同時に桜ヶ丘体育館の改修計画と機器更新計画もありました。桜ヶ丘体育館の改修工事と機器更新については、トレーニングセンター新設計画とは全く別の事業であると認識していますが、その話もどうも今一緒に消えてしまっているのではないかと心配しています。

そこでお伺いいたします。1点目です。桜ヶ丘体育館改修計画と機器の更新状況はということ。桜ヶ丘体育館の改修計画は平成29年度の予算にも計上されていません。桜ヶ丘体育館は利用度が高い施設です。中には古川や河合、宮川からも桜ヶ丘体育館に通っている方もおみえです。整形外科の先生が腰の周りの筋肉を鍛えるために桜ヶ丘体育館のトレーニングがいいとの意見もあり、リハビリとか健康維持のためにも利用している方があります。名古屋グランパスエイトの合宿のときには、桜ヶ丘の機器を持ち出し、合宿所で利用できるように対応したことがあると記憶しております。

また、利用者の中で、パワーリフティングクラブでは全国大会2位の成績も残しています。アジア大会の出場資格も獲得していましたが、勤務の都合や資金の問題ということで出場できなかったということを知っております。また、一昨日も第10回岐阜県民スポーツ大会が美濃加茂市あじさいエコパークで行われ、そこでパワーリフティング部の競技

がありました。男子59キログラム級では130キログラムを上げ1位、66キログラム級では130キログラムを上げ2位、74キログラム級では160キログラムを上げて1位、女子の52キログラム級では40キログラムを上げ3位と優秀な成績を残しておみえです。

桜ヶ丘体育館にある機器は経年劣化によりゴム同士がくっつくなど、故障や不具合も多くなっていますが、現在のところは修繕費の年度予算が少ないことで改修や修繕が市としてあまり行われていないのが状況です。そのため軽微な修繕は利用者の中で職人の方が奉仕で作業を行っています。利用者は健康増進のための利用も多くあります。トレーニング機器の老朽化により利用者が怪我をすることのないよう、早期に施設の改修とトレーニング機器の更新をしたほうが良いと考えますが、どのような計画になっているのかお答えください。

2点目です。ナイター照明設備の修繕についてお伺いします。飛騨市内には複数のナイター設備があるグラウンドがあります。以前、総務委員会で坂巻公園のグラウンドについては現地を視察し、安定器が落下する恐れがあるとして照明付近の立入が規制されていたこともありました。また、雪で照明が下を向いてしまったりして、翌年までそのままのときもあったようです。

神岡小学校グラウンドについては照明の数が少なくなり、全部で電球が48球ありますが、その中の実に27%、13個が今切れている状況です。中でもバックネット付近の照明は8個中6個、実に75%が切れていて大変暗い状況となっています。どの施設もスポーツ少年団から幅広い年代での使用があり、児童生徒の体力づくり、健康づくりや予防医療の観点から維持していくことが重要であると考えますが、修繕についてはどのような計画なのかお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。桜ヶ丘体育館改修計画と機器の更新状況につきましてお尋ねがございました。全般的なお話でございまして桜ヶ丘体育館の改修機器更新が消えてしまっているんじゃないかというお尋ねがございしますが、消えてしまっているわけではございません。ただ、なぜ予算化しないのかという事情がありますので私からご説明させていただきます。

一番の理由は、飛騨市体育協会を初めとする市内の各団体、あるいは施設関係者等々から体育施設整備に関する要望が大変多い。また、スポーツ合宿誘致関係者からもスポーツ施設整備に関する要望が数多く寄せられておる。しかも次々と寄せられておる。そういった中で、その優先順位づけと予算確保の見通しを明確にお答えできない状況に現在ある、これが予算化できていない理由でございます。

具体的に申し上げますと、要望をいただいておりますものとしては、まず主に市民向け施設では、体育協会から桜ヶ丘体育館トレーニング室の改修、シニアクラブからはグラウンドゴルフ対応の屋内土間付き体育館の整備、トレーニング施設検討委員会でありましたトレーニングセンターの改修、このほかに旭ヶ丘プールの改修などもございます。

また、主にスポーツ合宿を拡大のための施設では、流葉観光開発協同組合から人工芝サッカーグラウンドの整備、数河高原観光協会からは人工芝ラグビーグラウンドの整備、JSPやふれあい協議会からは黒内ふれあい広場に人工芝サッカーグラウンドの増設、さらに森林組合からは森林公園陸上競技場の400メートルトラック対応とフィールド内サッカーグラウンド整備と。ざっと見ただけでもこれだけの要望が寄せられておるわけでございます。

これらの要望に応えるためには幾らくらいかかるのかと見積もってみますと、どんなに少なく見積もっても十数億円から20億円程度というふうに推定されるところでございまして、一方で合併特例債のような有利な起債メニューがなくなるという中で、財源の確保が極めて難しくなっておる。したがってこの優先順位を決めていかないと簡単にお答えができないという状況にあると、こういうことです。

こうした中では、誰が要望されているのか、利用の見通しはどうかと、あるいは合宿のように経済的な波及効果を考慮するのかどうかという観点を含めて、施設の優先順位と財源確保の考えをまとめていく必要がある。その中で、このお尋ねの桜ヶ丘体育館の改修をどう位置づけるかということを考えていかなければいけないと、こういうことでもございまして、現在こうしたことがございますので、今年度中を目途に、スポーツ施設整備計画を策定したいと考えておりまして、そうした今多角的な分析をしながら優先順位付けの考え方をまとめていきたいと思っておりますのでございます。

なお、お尋ねの桜ヶ丘体育館でございますが、隣接する第1会議室と部屋続きとする、そうしたことによりまして173平米に増床すると。そして、有酸素系トレーニングと筋力トレーニング系の運動ができるトレーニング室改修計画というものを実は既に作成しておりまして、その事業費は改修工事と機器購入を合わせ約4,000万円と見込んでおるところでございます。また、これに加えて有資格トレーナーの配置も必要になるというように見込んでおります。

いずれにいたしましても、こうしたことも含めまして今ほど申し上げました計画の策定の中で具体的な実施時期、財源確保の考え方について検討し、まとめてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

2点目のナイター照明設備の修繕はについてお答えいたします。

最初に坂巻公園野球場照明設備についてですが、基盤整備部において今年度策定する公園長寿命化計画に位置付け、国補助事業として修繕を実施する予定でございます。現在、計画策定に向け公園施設の点検、調査が行われております。

次に、生涯学習課所管では神岡小学校グラウンドなど高校を含む学校開放グラウンド8施設、公共施設野球場の4施設、サッカー・陸上競技グラウンド3施設、その他地域広場8施設の夜間照明施設を管理をしております。

どの施設とも経年劣化した照明器具や安定器、除虫器の落下防止などの安全対策修繕を優先していることと、既に規格にあった照明器具が製造されていないなどの理由で、使用可能な照明器具の位置を変更するなど当座しのぎで対応しているのが現状であります。今後、使用頻度の少ない施設の廃止、撤去を含めた照明施設修繕計画を策定した上で対応してまいりたいと思っております。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○8番（前川文博）

今2点お答えいただきました。1点目のトレーニング施設、桜ヶ丘体育館もですけど、8カ所の要望があるということで、どれを一番にやるのか、二番にやるのか非常に悩ましい問題もあると思いますけど、十数億円から20億円というところで財源確保もありますが、今年度中になんとかいい方向を出していただければ私は期待していますので、これについては聞かないようにいたします。

ナイター照明のほうなんですけども、今、坂巻公園のほうは基盤のほうで、ことし改修ですか、更新ですか、改修でいいんですかね。その辺もう一回ちょっとお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

今年度の予算で公園の長寿命化計画ということで整備の計画を立てます。こちらにつきましては都市計画公園に坂巻公園がなっているということで、うちの所管で長寿命化計画を作って、その後、予算化に向けた努力をしていくことになろうかと思っております。

○8番（前川文博）

とりあえず計画ということで、その後実施ということですので、そちらのほうは進めていただければいいかなと思います。

今度教育委員会のほうの管理なんですけど、今、全部で14施設ですかね、野球とかサッカーも入れてという話だったと思うんですけど、その中で……

（「23」との声あり）

○8番（前川文博）

23ですか。すいません、ちょっと書き漏らしています。安全対策優先ということでや

られているということなんですけど、経年劣化、物がもうないということで、位置を変更して当座使用しているということだったんですけど、今、先ほども言いましたけど神岡小学校実に27%の照明がつかない。1つの柱については75%球切れしているという今状況なんですね。これからだんだん日が暮れるのが早くなってスポーツ少年団が夕方使っているんですけど、ボールが見えないとかいろいろ不具合もあるんですけども、これについては今すぐ何らかに対応するとかそういったことはいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

お答えをいたします。補助事業といたしましては学校区外運動場照明施設改築事業というものがございまして、3分の1の補助金が充てられる事業があるわけですが、これも事業費全体が1,000万円以上でありますとかそういった基準がございまして、また、平均照度を100ルクス以上確保しなければいけないというようなことで、いわゆるもとの基盤回路から改築していかなければならない事業ということでございまして。現在のところそういった計画については持ち合わせておりませんが、そういったことを含めてちょっと検討していきたいなということを思っています。

○8番（前川文博）

高額な話になると1本かけ替えるとか、そういった話なんですけど、それは当然ことし今話をしただけでいうわけにはいかない話なので、来年、再来年という話しになっていくと思うんですけど、やはり要は先ほどもありましたトレーニング施設についても要は修繕費が少ないのであまりかまえないという話を聞いているんです。その場合に、今電球がもう作っていないんですかね、規格がないということであれば、当然その中のもう27%切れているんですけど、それを75%切れているところに持って行くとか何かしてしなきゃいけないんですけど、要はそういう予算も今ないんですかね。

これ、今すぐ出てきた話じゃないんですけど、8個あって8個ついている照明もあって、それ一番遠いところにあるんですよ。陸上のほうはそちらがメインなんですけど、でもバックネット側は切れているという状況で、それを移動するのにやるそういう費用も今出ない状況なのか、そういった予算面は今どんな感じですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

体育施設全体で修繕料ということで50万円の予算を確保していますが、なかなかその全てをこの事業に充てるということができない状況で、今のところ推移をしているところでございます。

○8番（前川文博）

それ飛騨市全部で50万円という話なんですね。やっぱりそれは少ないと思うんです。

やっぱりどうですか、電球1個にしても何万円もするわけですし、移動するにしても高所作業車持って行ってやるとなると一回何万円という話になれば結構お金がかかるはずですので、その辺予算的にはどうなんですか。もう少し全体的に来年度以降考えていくとか、どうですか、市長。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

50万円というのはとても足りないわけでありまして。結局こういうときは個別にやっぱり予算取るんです。どうしてもお金かかりますし、今も球代というよりも作業費のほうのはるかに高くなるものですから、やっぱり個別にそこをどうやってちゃんと見積もりをして幾らかかるかってきちんと予算を取っていくという基本的な考え方で、自由に使える予算の中で動くという対応が恐らくこの照明設備なんかとてもできる規模にならないんですね、労務費が非常に高くつきますから。

ですから、そうした優先判断をどうしていくかという中で検討していくということだと思いますが、まあパッと使える、柔軟に使える予算をどうするかについては、また来年度予算の中でよく検討していきたいと思います。

○8番（前川文博）

非常にいいお答えをいただきまして安心しております。教育委員会のもそういうやつが出てきたら突発的なのをあげていただいて、できるだけ早めに対応していただきたいと思っています。それが先ほどの桜ヶ丘のゴムがくっついたりとか、ねじが切れたりとかかっていう話もありますので、そういった部分も全般的に対応していただきたいと思います。

それでは3点目のほうに入らせていただきます。飛騨市公共交通についてお伺いいたします。

先般、公共交通の会議を傍聴しました。会議はバスの運行者、利用者の代表、飛騨市、運輸局などでの皆さんでの会議でした。その中で、市の負担がかなり増えているというような話もありましたが、その一方補助金も増えているから、平成25年度と比べて実質的な持ち出しは増えていないという話であったと記憶しています。この平成25年度というのは、以前の巡回バス「ふれあい号」ですね。そのときと比べてあまり変わりはないよというお話だったと思います。しかし、今の体系での補助制度も平成31年とかいろいろ補助の話も聞きました。これから永年にわたって補助が続いていくものではないと思っています。

そこで2点お伺いします。

以前の体系と現状で経費はどのように実際が変わっているのかということです。平成25年度の巡回バスふれあい号が運行していたころと、平成28年度の飛騨市の運行に関する負担の額は大差がないということでありました。でも実際のところは幾らの負担

があって、どれくらい負担が増えたのか減ったのか、その辺をお答えください。

2点目です。今、運賃補填による市の持ち出し分の見込みと現状はということです。今の運賃体系になりまして濃飛バスの路線に対しても上限運賃を設け、市営バスと同じ運賃設定となりました。1,000円以上かかっていた神岡～古川間の乗車人数は、300円になった今、以前と比較するとどのように変わっているのでしょうか。また、補填している金額は見込みに対してどれくらいの増減があったのかお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

飛騨市公共交通について1点目のご質問、以前の体系と現状で経費はどう変わったのかについてお答えいたします。

市営バスは、平成25年度に11路線あったものを4路線を廃止、6路線を有償化、1路線を料金の見直しを行い、さらに5路線を新設し合計12路線とし、平成27年10月から運行しております。

スクールバスを除く市営バスの事業費は、平成25年度が1億1,128万6,000円に対し、平成28年度は1億2,563万8,000円となっています。事業費ベースでは1,435万2,000円の増加となっていますが、運賃と国県補助金を差引いた一般財源ベースで比較しますと、平成25年度が9,711万4,000円に対し、平成28年度は9,931万5,000円と、220万1,000円の増加にとどまっております。また、平成26年度の消費税率改正に伴う増加額348万9,000円を考慮しますと、バス再編前後の一般財源ベースでは、結果的にはほぼ同規模にて運行を行っています。

バス運行に関する現在の補助制度は、全国で15自治体のみという地域公共交通再編実施計画の採択を受け補助をいただいているところですが、この計画は平成31年度が終期となっております。議員ご指摘のように、こうした補助制度が今後も同じ内容で永年に続くものではないことはもちろん、実際には財政負担の軽減には必ずしもつながっていないこと、本計画による制約があることなども考慮しながら、今後も公共交通体系のあり方について引き続き検討してまいります。

次に、2点目の運賃補填による市の持ち出し分の見込みと現状についてお答えします。

初めに現状についてですが、市では市内を走る公共交通を5つの幹線、9の地域路線、2つの市街地線、そして2つの小規模送迎とする地域公共交通網形成計画と再編実施計画を策定し、平成27年10月、地域公共交通の再編を行いました。濃飛バスが運行する古川～神岡線は、飛騨市を南北に縦断する重要な路線として、幹線の1つに位置付けるとともに市営バス料金との統一を図るため、その差額を補填しています。古川～神岡の最長区間では片道1,280円を300円にするため、980円を補填している状況にあります。

また、濃飛バスの古川～神岡間の乗車人数については、バス料金の支払い方法がＩＣカード化していないことから、どこで乗車し、どこで降車したかを正確に把握することはできず、古川～神岡間を限定して申し上げることができないため、高山から神岡までの総人数について報告します。平成２５年度が４２万４，５２６人に対し、平成２８年度は４２万３，４２０人と、ほぼ横ばいとなっています。

続きまして、差額補填の見込みの増減についてであります。バス運行事業にあわせた１０月から９月を１つの年度として管理しており、平成２８年度は、古川～神岡線と奥飛騨～富山線で３，０６５万８，０００円を補填し、その内訳は通常の運賃に対する補填が１，３４１万２，０００円、定期券に対する補填が１，７２４万６，０００円という実績でありました。

平成２７年１０月からの公共交通再編は大きな見直しであり、当初の補填見込額を見通すことは困難であったため、概算により、通常分と定期券の合計で１，５００万円程度と予測していましたが、実績額はその約２倍に膨らんだというのが結果であります。その１つの要因としましては、定期券が安価になったことで学生の定期券購入が予想以上に増えたことがあげられます。特に飛騨神岡高校が通いやすくなったことで、ことしの４月から朝の通学にはバス２台が運行しておりますが、こうした施策は飛騨神岡高校の入学者増にもつながっていると考えており、厳しい財政負担ではありながらも、大きな成果をあげているものと考えております。

なお、定期券の差額補填には問題もあり、ひと月の定期券でも１年の定期券でも利用者負担月額は変わらず、短期間の定期券の購入が増えるほど市の負担が増える仕組みになっているため、長期間の定期購入を促すなど改善を図る必要があると考えています。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○８番（前川文博）

２点お答えいただきました。平成２５年と平成２８年については消費税含めてほぼ横ばいということで、今後補助金が減っていったときにどうやって財源を確保していくかということがまた考えないといけないと思いますし、運行体系の問題もまた出てくると思いますので、また１年、半年ごとくらいできちんと検討して、今後の方向性を考えていただければと思います。

それから２点目の補填のほうなんですけど、市内で最高の補填が９８０円ということでした。乗車人数についてはほとんど、高山～神岡間ですのわからない部分もありますが、横ばいということでそんなには伸びていないのかなと思います。

そこで今最後のほうで出てきました運賃の補填の見込額の実績の話なんですけど、一番最後定期の話が出たんですけど、私もきょう資料で皆さんにお配りさせていただきました。先般、高校のほうに市のほうから文書が出たということで、題名が濃飛バスにおける長期購入におけるお願いということで通学者の方に配られております。そこにも例えば特に古川～神岡間では年間２０万円に対して７万２，０００円の負担であるけども、１

カ月ごとに買うとという内容が出ています。私も対象の子供がおりますのでその辺から聞きまして、今いろいろ調べたところですね。神岡営業所、神岡のまちの中だけで通学する場合ですと、年間定期を買うより1カ月の定期を買って12回買ったほうが安いと。飛驒市の持ち出しが少なくなるということですね。これは年間定期が8万7,970円で個人負担が4万8,000円を引くと、年間特約定期だと3万9,970円が市の負担になるけども、エコパスを買った場合は市の負担が2万6,040円で済むということなんです。

でも、これはやっぱり長い距離になると古川駅前から飛驒神岡高校になると、年間特約だと21万7,930円というものが、市の負担が14万5,930円になると。でも1カ月ごとの定期を買うと、1カ月当たりが2万6,740円、12回買うと32万880円となって、個人負担額を引くと市の負担額が24万8,880円ということで、年間特約定期を買う人と比べると、同じ1年間通うにしても市の持ち出しが10万2,950円多くなると。これが10人の方がいれば100万円、20人いれば200万円ということで私もびっくりしたんですけど、こういう現状もあるのかなということで、これ個人負担が6,000円ということで、1カ月ね。

最初できたとき年間と比べて年間7万2,000円で行けますよということで始まったと思うんですけど、2年目、3年目になると元の運賃がわからないというのがありますし、やっぱり毎月、私もそうですけど、7万2,000円一括で払うより、毎月6,000円ずつ払っていくほうがやっぱり払うほうは楽なんですね。そうなると、やっぱり差額分がわからないというところがあったりすると、いかに10万円の穴埋めをするか、逆に言うと7万2,000円もらわずに、市で年間定期買ったほうが浮くんですよ、3万幾ら特なんですから、1人当たり。逆に言うとそうなんです、本当もらわずに年間定期プレゼントしたほうが市は得なんです。

そういうことを考えると、例えばですけど、私が吉城高校通っていたときは年間19万円、ほぼ20万円だったんですけど、濃飛バスさんのほうでは10カ月に分けて払えたんです。3月と8月だけは払わなくて、要は10分の1ずつ毎月払ったということがありました。今、濃飛さんではそれは無理だという話だったんですけど、飛驒市の補填、補助が入っているということであれば、例えば飛驒市のほうで一括して買うような方向にして、飛驒市で毎月6,000円集めて年間定期だけにするとか、そういうこともできると思うんですけどどんなもんですかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

全くそのとおりです。ただ、学生さんによっては季節的な利用、一時的な利用の方もみえます。ということで一律年間ということは難しいのかなということ。それからこの制度というか料金にあたっては、今ほど議員おっしゃられたように年間7万2,000円で通

えますよということ。月々、それから距離によって、期間によって差額がこれほど差があるということまで正確な把握はしていなかったかなということは思っています。今後、今いただいたような提案も含めて改善に向けて向かっていく必要はあると思っておりますけど、今現段階では文書でお願いしてあるように保護者の方へできるだけ長期購入をお願いすると。現段階ではそういったお願いをしているところであります。

○8番（前川文博）

わかればいいんですけど、今現状のところ年間じゃなくて短期、3カ月でも1カ月を3つ分なので同じ料金なんですけど、それの方というのは実際どれくらい的人数があるんですか、そうやって年間買われている方というのは。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

高校を通じて保護者へお願いした時点ですけど、吉城高校では延べ11人、神岡高校では延べ37人といったことです。これ延べですので、4月、5月、単純に割る2ということかなと考えています。ただ、先ほど言ったように季節的な利用もありますのでよろしくをお願いします。

○8番（前川文博）

今、延べ人数で合計48人、半分にすると24人ということ、まあ季節があるかどうかは別として24人ということであれば、単純にさっき10万円かけますと240万円という話ですので、やっぱり結構でかい金額になります。これやっぱり今から維持していかないと、1年、2年でこれがなくなってしまう、お金がないからということでもやっぱり困るので、何とか維持していくためにも今後公共交通の補助金が減ってきたときにも維持できるためにも、やっぱりいろんな方法を考えてもらって、僕一番いいのは市で集めるというのが一番いいのかなと思いますので、そういったことを検討していただいて、できるだけ市の支出も少なくしていただきたいと思います。

以上で終わります。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、前川文博君の一般質問を終わります。

次に3番、澤史朗君。

〔3番 澤史朗 登壇〕

○3番（澤史朗）

議長から発言のお許しを受けましたので質問させていただきます。

まず1点目にロスト・ライン・パーク整備事業についてお伺いします。

レールマウンテンバイクの人気は衰えを知らず、先日もお邪魔したときに大型観光バスで台湾からの団体客が約30名訪れておりました。溪谷コースのこの秋の開業に向け

て安全対策工事が進められていたようですが、予想しなかった出来事により、今年度の開業は無理となり非常に残念に感じております。先般の全員協議会で説明を受けましたが、納得のいかないところがあり質問させていただきます。

1つ目に、予定では8月末日の工期で安全対策工事が進められていましたが、鉄橋の改修工事のための河川占有許可が遅れ、また土砂流出によってその撤去作業が必要であり、これが完了するのが11月に入ってからということで今期の営業は困難と判断されたとの説明でした。この安全対策工事の入札は4月24日、その後に河川占用許可申請が提出されたようですが、これはいつ提出され、いつ許可が下りたのか。県での標準処理期間は21日となっています。土砂流出は想定外だったにしても、以前から地元区から要望の出ている箇所での土砂流出、安全対策として含まれていなかったのか。今後の対応が具体的に決まっていればお伺いしたいと思います。

管理運営者であるNPO法人は秋の開業に向けて折り返し地点の整備をほとんど終え、スタッフも増員し着々と準備をしていましたが、先行投資だけに終わり渓谷コースでの今期の収入は望めません。また、工期が約2カ月延びたことにより業者には負担がかかっているものと思われます。詳しい説明をお願いします。

2つ目に神岡橋梁の補修工事についてですが、当初予算の4,300万円に1,700万円の増額工事、合計6,000万円、これに設計業務が加わるとかなりの額となります。詳細な施工計画を検討した結果、現場周辺の第三者への安全対策を考慮し工事費の増額が必要となったと説明を受けましたが、最初の設計が不十分だったと思われ、またそのチェックも十分に行われなかったのではないのでしょうか。当初予算を組む段階では設計途中であったので十分な安全対策を見込んで予算化できなかったとありますが、実際に設計があがってきたのはいつなのか、それに基づき詳細施工計画を検討し、増額が必要であると判断したのはいつなのか。工事の入札は7月19日に行われており、工期は12月15日となっております。橋梁の下には生活道路として重要な道路があり、周辺にはもともと住宅があり、これを見込んでの設計であるべきであると考えます。

いずれにしてもこの2つとも住民にとって安心安全な市であることの大切な要素です。どこまでの安全対策が必要なのかを見極め、市民に理解を求めしっかりと取り組んでいただきたいと考えます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 湯之下明宏 登壇〕

□企画部長（湯之下明宏）

1点目の渓谷コース安全対策工事の進捗状況についてお答えいたします。

河川占用許可申請につきましては6月30日に提出し、8月10日に許可をいただきました。標準処理期間より時間を要したのは、古川土木事務所より、これまでの点検結果などについて説明を求められたことなどにより、協議に時間がかかったことによる

ものと推察しております。

また、土砂の流出については、県、市ともに、堆積している状況は当然に認識しており、昨年度、県に対して治山堰堤の設置を行ってほしい旨の要望を行ったところですが、ほかの要望箇所と比較して緊急性が低いとの理由から、平成29年度予算では措置されませんでした。その中で、大きな土砂流出が起こったということでもあります。

このため、治山事業で早期に対策工事を行っていただくべく、本年7月、県に対して再度要望を行い前向きな回答を頂戴しておりますし、現在、早期の工事着工に向けて工事区域内における権利者確認のための用地測量が行われているところです。土砂流出に関しましては、現地の状況を確認しますと、今回の土砂流出により谷からの水の流れが変わっておりますので、今後、土砂流出が生じても橋梁に向うのではなく、異なる方向に土砂が流れることが想定されます。このため、少なくとも橋梁に対する土圧を軽減することが最優先で取り組むべきことと判断し、年内に施工予定としております。なお、想定事業費は400万円程度であり、既定予算の中で県にも協力をいただきながら対応してまいりたいと思います。

スタッフ増員や先行投資などについては、指定管理者のNPO法人神岡・町づくりネットワークからは逐次話を伺ってまいりましたし、土砂流出後も連携を取りながら、ことし秋に開業できるかどうかを一緒になって検討してきたところです。また、工事延長に伴う業者への負担についてもどの工事でも言えることですが、状況の変化に応じて、その都度、事業者と協議を行いながら進めております。こういったことから問題はないと考えているところです。

2点目の神岡橋梁の補修工事についてお答えいたします。

一般的に工事費の予算編成にあたっては、詳細設計を行った上で算出された設計額を基に予算計上いたしますが、今回のケースのように概算で予算編成を行った上で、その後に調整する場合もございます。

今回は、橋梁の老朽化に伴うコンクリート片などの剥落、剥がれて落ちることなどが認められたことから、橋梁下の第三者への被害を未然に防止するための安全対策を急ぐ必要があると判断し、当初予算で概算額を計上した上で、進められる部分は先行して進め、具体的な工法等を検討する中でどうしても増額が必要となる場合は補正予算で対応することとしたものです。

本工事について、具体的な工法がまとまったのは6月27日でありましたが、この時点では既に6月議会の終盤であったことから、次の9月補正予算で予算計上を行うこととした上で、当初予算分については7月19日に入札を行ったところです。

議員ご指摘のとおり、全ての安全対策を見込んだ設計に基づいて予算要求を行い、工事施工にあたるのがわかりやすい手法であることは間違いのないところであります。今後の設計業務においても、十分留意して進めてまいりたいと考えております。

〔企画部長 湯之下明宏 着席〕

○3番（澤史朗）

溪谷コースの土砂流出に関してはこれは想定外ということで、ただし、谷は昨年委員会で視察に行ったときもかなりの土砂が堆積していました。大きな谷と小さな谷と西漆山地区のほうから小さいの、そして奥から大きいのが出てきているわけですが、結構な流出で、今回はそれは鉄橋まで埋め尽くすような形で鉄橋を超えてしまったということでした。

それでこういったこと、まあ今回幸いと言っていいか、営業開始前だったのでなんら営業には、なんらということはないですけど、大きな影響を受ける前だったのでよかったと思いますけど、今後、治山工事で土砂を取り除くということでしたけど、どの程度取り除く予定なのか。それによってどこまで今回のような土砂流出が防げるとお考えなのかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

技術的なことになるので私のほうからお答えします。治山事業につきましては土砂の撤去だけではなくて、堰堤、治山堰堤の設置もしまして上から落ちて来る土を止めるといふ工法の計画もなされています。その下、河川内につきましては古川土木事務所と市の占用物件である橋との絡みで、治山のほうで土砂の搬出というのは、治山事業のほうでは行われなと思っています。上のほうの土の土砂流出のほうの防止のほうが治山事業といふふうになるように考えております。

○3番（澤史朗）

治山の堰堤のことについてですけど、先ほど言いましたように谷が2本流れていますが、大きな方の谷から、今回かなり大きな岩、岩石が流れてきたと想定されるわけですが、そちらのほうの谷なのか、もう1つのほうの小さい谷であるのか、それによってどの程度その土砂流出が防げるといふような予想をされているのか。

そして先ほど言いましたけど、今回のことによって、今後同じようなことが発生しないとは限らないわけであって予防策でありますけども、そういった場合にも同じような作業で一時止められるようなことが考えられますが、その場合も同じような対応をしていくといふようなことなのか、今回の土砂流出、そして下の土砂、その鉄橋のあそこの柱のところの土砂をちょっと撤去するということですけども、そこで来年春には営業開始ということの予定だと思いますけど、それで大丈夫というか、どの程度の安全性が保たれるとお考えかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

具体的にどれだけ安全になったかというのは数字的にも表せるものでありませんし、

山のほうも今後どのくらい出てくるというのが非常にわからない状況です。

先ほど言われた小さいほうの谷というのが治山事業で行える保安林になっているところですが、それから先ほど大きい谷と言われたほうが、保安林の指定を受けていないものです。あくまでも個人の山の土砂が出てきて流出してきているということです。

対策としましては土を止めるだけじゃなくて、その山の所有者、そちらの方にも植林やそういうもので土砂流出がなくなってもらうというような方向へ促すというようなことをお願いしていくような形になろうかと思っておりますので、短期で完全に土砂流出が止まるというものではないというふうに考えております。

○3番（澤史朗）

自然災害についてはどこでも起こり得る、先ほどの前川議員の質問の中でもありましたけど、災害はいつやってくるかわからないということで、それに備えるということが必要、それしか現状ではできない部分がありますので、最大限の努力を図っていただきたいと思っております。

それと、今の土砂流出に関しては想定外ということでしたし方がない部分もありますけど、先ほどの河川占有許可に関して、県のホームページによると標準処理期間が21日ということで、今回の場合、約50日、倍以上かかっているわけですけど、先ほど答弁の中で従前の点検結果の報告だとかを土木のほうで求められたということで時間がかかったという話なんですけど、これによって鉄橋の工事、安全対策工事が遅れたという事実があるかと思っております。この通常の倍以上かかることは事前に想定されていなかったのか、それとも予定では工事の発注というか入札が4月24日ですから、その後に河川占有許可が出されて、その工事に合わせて鉄橋ばかりじゃないので、ほかの部分もありますので、そちらを先にとというような予定だったと思うんですけど、その長く延びた原因について事前に想定できなかったのかどうかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

今の事前に想定というのはちょっとできなかったということでもあります。6月10日に申請を出した後に、土木事務所さんのほうから過去に市が行った橋梁点検ですとか、今後の方針等々についての協議あるいは資料の提出があったということで、このことは当初には全然想定しておらず、その後、対応してまいったということです。

○3番（澤史朗）

いずれにしても、それもある意味想定外だったというような返答だったと思っておりますけど、事前に橋梁の工事があるということで河川占有許可が必要だったということはわかっていたかと思っております。その工事に入る前に事前に許可申請を提出するなど、まあ今回の場合は、これは過ぎたことですのでそれを深く掘り下げてもあまり意味がないことですので、今後はそういった全般的なところ、事前に対応していただけるように望みます。

また、先ほどNPO法人神岡・町づくりネットワークの方、及び今の安全対策の施工業者については協議の上うまく進めているということでしたけれども、今回の溪谷コースの開設にあたり、ふるさと納税で工事のファンドを募集されていたかと思えますけれど、そういった今期の秋の営業ができなくなったことに関して市側、もしくはNPO側で告知等はまだされていないように見受けるんですけど、今後はどのような予定でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

きょう現在の段階で今後の状況というものもまだ掴めておりません。こういった事がある程度具体的につかめた時点で、今議員がおっしゃったようなことも含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（澤史朗）

実際にふるさと納税でファンドも、ちょっと件数は調べていませんけど何件かあったようです。それに関してもしかるべく、その方々は相手がわかっていますので、早くお知らせいただけるといいかと思えます。またことしの4月にはロスト・ライン・パーク協議会ということで、船津座で全国の大会がありました。その中にも非常に興味持っていたりしゃる方があると思えますので、また広報等で今の段階で今期の営業ができなくなったということを告知されたほうがよろしいのではないかと考えています。

さて、神岡橋梁の件なんですけど、いわゆる地域住民の安全対策をとるということで、仮設工事及び資材の運搬等を日中じゃなくて夜間にすることによって工事費の増額になったということなんですけど、最初の質問でも申しましたけど、当然あそこの下には道路が通っていて、周辺には住宅がもともとある。その設計段階で、そこがどこまで把握されていたかというのが先ほどの答弁ではちょっとわかりにくかったんですけど、それが結局概算で予算立てをするしかなかったということ。それがもともとの工事金額が4,300万円、それに1,700万円、約40%の増ということなんですけど、それだけ安全対策及び資材運搬にその1,700万円という費用がかかるのか。その詳細は別にして、そこまでやらなければいけないということはよっぽど最初の段階の設計が甘かったのか、それとも最初の概算要求が甘かったのか。当然あその周辺の住民住宅というのは変わっていませんので、それはある程度というかしっかりした予算立てができたのではないかと思いますけれども。あと、そのコンクリートのかけらが落ちないようにということで、今通ってみますとかなり頑丈な中が全然見えないような状態で、コンパネでしっかり囲ってあって正に安全ということですけども、そういった工事、特に街中を通る橋梁ですので下には住居もあり、車も通りということで大切なんですけど、どの程度まで安全対策というのが施さなければいけないその基準というか、そういったものがあるのか、今回の場合は特別なのか、ちょっとその辺わかればお答え願います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

今回も技術的ですので私のほうから。概算の要求というとおかしいですけど、予算化する際の概算事業費のほうについては、安全対策とかはあまり考慮されない状態での概算事業費を掴んでいたというふうに記憶しています。こちらにつきましては一般的なあいう橋の補修をするときの安全対策のみでの、お金がまだ全然把握できていませんでしたので、設計もできていないということで、一般的なやつでの枠取りという形で予算要求させてもらったというふうに考えています。

今回のほうはどこまで安全にすればいいのかということですが、基本的には一般の橋の場合は下を通行止めをかけてそこに入らないようにして工事を施工するのが一般的です。ただし、今回の場所につきましては交通量が非常に多いこと、先ほど言われましたように家が近接している場所があるということで、落下に対して起きないところまで行のが安全対策だと思いますのでそちらのほうの安全対策、それから仮設工の今のシートといたしますか、そちらのほうの足場とかいろんなものですけど、これを設置して撤去するだけを下からやってもひと月以上通行規制をかけなければいけないという状況が把握できましたので、それをNPOのほうにお願いして夜間の鉄道敷利用の運搬に切り替えた設計に切り替えたということでございます。

○3番（澤史朗）

そうしますと当初予算では、まあ、あその下の道路を当初通行止めにして工事をするという予定だったというお話に聞こえますけれども、時間通行止めというか、宮川町大無雁でも工事がずっと進んでいますけど、最初の時期は一時通行止めということで時間帯によって通行止めをして、ほかの時間帯は通れるということをしていましたけど、今の話だと完全に通行止めをして橋梁の補修工事をするという話なんですけど、まあそういった工事というのは生活道路の大事な道路でありますので、そういったことは通常ないのではないかと思いますけど、まあいずれにせよ、市民の安心安全が第一ですので、そういったこと多少過剰な安全対策をとりながらでもしっかりと進めていただきたい。橋梁だけに限らず今の溪谷コースの安全対策もしっかりとチェックしながら進めていただきたいと考えております。

それでは2つ目の質問に移ります。指定管理施設の更新及び現状について。

平成15年9月の改正地方自治法の施行により、飛騨市にも指定管理制度が導入され、現在50施設が指定管理者によって管理されています。市の指定管理者制度ガイドラインには、制度導入の目的に「多様化する住民ニーズに対し、市の「公の施設」の管理運営に関して広く民間等の能力を活用し、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図りかつ管理経費等の削減を図ることを目的とする」とあり、今後の対応として、「今後は、新設された「公の施設」の管理運営に当たっては、次項により、直営で管理するか

指定管理者制度を導入するかの判断を行い、適正な制度運用をはかるとともに、指定期間終了時にも同様の手続きによるほか、現在、直営により運営している施設においても、行政目的の達成、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、行政と民間の役割分担を明確化し、指定管理制度の適用を積極的に検討する」とあります。この制度が導入されてから約12年が経過しており、このガイドライン自体を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

1つ目の質問です。このガイドラインに沿って指定管理者制度が運営されているわけですが、平成29年度末、つまり来年3月31日で更新期を迎える施設が50施設のうち約半数の23施設あります。このうち11施設が現在、株式会社飛騨ゆいが管理しております。指定管理者制度の原則は施設ごとに管理者を選定するとなっておりますが、同じ町内に関連施設があり、同一管理者が管理するのが相応しい施設は一括して指定管理に出す方法は考えられないのでしょうか。

指定管理期間も調整して終了時期を同じにしたように見受けられますし、流葉地区では4施設が一括指定管理されております。募集も公募が原則となっております。施設が別々の管理者に指定されることもないとは言い切れません。仕様書も指定管理料を変更して前回と同じというわけにはいかないでしょう。指定管理者制度運営委員会を設置するとありますので、来年度の更新に向けて、現在どの程度まで検討しているのか、今後の予定はどうなっているのかお聞かせください。

2つ目の質問です。現在指定管理を行っている施設で、来年度以降の指定管理料が大きく減額される施設があります。9月4日の開会日に飛騨ゆいの平成28年度の事業報告の中で、当期純利益は300万円であるが大半の施設は指定管理料に依存しないと経営が成り立たないとあり、平成30年度の指定管理料は2施設だけで1,000万円以上の減額が予定されています。ほかの施設でも同様のことが懸念されます。この指定管理料については施設のあり方や運営、経営状況を鑑み、市と指定管理者が協議の上、変更する場合がありますとうたわれていますが、協議は行われているのか、額の提示はいつ行われるのか、効率化と管理経費の削減に焦点が当てられてしまう指定管理者制度にならないよう、施設の本来の設置目的が達せられるよう、そこに雇用も生まれ地域活性化の一端を担っている施設でもあります。人口減が進む中、経営努力にも限界があります。公共施設等総合管理計画の中にも、「稼働率が低く維持管理費が高額な施設は統合・整理を検討し」とありますが、大きな決断を迫られている時期が近くに来ているかもしれません。あわせてお聞きします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

指定管理施設につきましてのお尋ねがございました。2点ございましたが関連性がご

ございますので一括して答弁をさせていただきたいと思えます。

今年度末で期間が満了しまして更新が予定されている施設は24ございまして、平成26年度に行った抜本改革の目玉の1つとして財政負担の低減を目的に、目標とすべき指標として指定管理料を半減するという目標が掲げられておるといふこととございまして。これに向かつて、その達成の取り組みとして各指定管理事業者が施設ごとに4カ年計画を立てて、それに基づき経営改善を進めてきているといふのが今の現状とございまして、その4年目が平成30年度といふわけとございまして。

ことし3年目といふことなんです、各事業者それぞれに計画を立てて鋭意工夫して運営をされておられるわけとありますけども、努力の成果が上がったところとありますし、残念ながら成果が上がってないところとあるといふのが現状とございまして。

こうした実績を踏まえて、来年度以降の更新のあり方について個別に判断をしていく必要があると考えておるわけとございまして、現在、指定管理を受託いただいている事業者から、具体的な改革の中身や進捗状況、今後の経営の見通しなどについてヒアリングを行っておるところとございまして。当初予算には、指定管理料の計上をする必要とございまして、少なくともその予算編成を考えますと、おおむね年内には方向性を示す必要とあるであろうといふことを考えております。

その際に考慮すべき点と幾つかあるわけとあります。これは非常に大事な点とですが、まず、指定管理といふのはあくまでも原則的に公募なんだといふことを再認識する必要があると思っております。つまり、市が提示した指定管理料等の条件が企業として適正な利益を上げることができないほど低い水準であった場合、当然にして、現在の指定管理者は手を挙げる必要はないわけとございまして、やめたといふ権利があるわけとございまして。やめたといふことが十分できるわけとあります。そうすると、受ける事業者がない、受ける事業者がないといふことが当然想定されるわけとありまして、それは市として考えておかなければいけない、このように考えております。

現在、地方自治法の規定によりまして、公の施設の管理といふのは直営か指定管理の2本しかございまして、かつてのように委託するといふことができません。したがって、公募に応じる事業者がなければ、公募に応じる企業がなければ、あとは市が直営でやるしかないといふこととございまして。あるいは休止をせざるを得ないといふこととございまして、それは事業者が手を挙げてくれるかどうかにかかっていると、このことになりわけとあります。

そうなりますと、必然的に指定管理料の見直しにあたって市が直営で管理したら幾らかかるのかといふことが目安になりますので、それを最低ラインにせざるを得ないといふこととございまして、休止しないのであれば直営でかかったら幾らかかるのかといふことがボトムになるといふふうと考えております。

今申し上げましたように、直営で運営しないとなれば休止せざるを得ないわけとありますが、その場合には、そもそも何のためにこの施設を整備したのかといふこと、そうし

た趣旨を検討する必要がありますし、またその施設が果たす効用、これは議員もお触れになりましたが、とりわけ雇用ですね、雇用に配慮する必要があるということでございます。もちろん単に雇用のためだけに赤字なのに人を雇い続けるということはできませんけれども、施設が休止したことによって雇用が失われて、その地域が疲弊すると、これもまた避けなければいけないということでございます。そうしますと、休止をした場合に従業員をほかの産業で吸収できるのかどうか、失業状態にならないのかどうか、人口の少ない自治体でありますからそのインパクトは大きいわけでありまして、そこについても検討する必要がありますと考えております。

さらに、考慮すべき点の大きな点として、国等の補助金の制約ということがございます。指定管理施設の中には、多額の補助を受けているがために施設の廃止、縮小をした場合、補助金の返還が必要になるというところがございます。その金額が多額に及ぶ場合、売り上げ金額や利益が小さくても運営を続けたほうが市として財政負担が少ないというケースも出てくるわけでありまして、そうすると単純に閉めればよいということにならない場合も十分あるわけがございます。

指定管理料の見直しというのは、あるいは指定管理施設のあり方というのは、こうした多面的な検討をする中で考えていかなければならない問題であると、このように認識しております。それで、この指定管理料の見直しですが、以上のような点を考慮しながら平成26年度に基本構想で設定した目標額には必ずしもこだわることなく、どの程度の水準で設定していけばいいのかを改めて検討したいと考えておるところでございます。

またその中では、今後に向けて、例えば各指定管理者の改善努力が実を結び、売上利益を改善できた場合に、それが指定管理者に還元されるようなメリットシステムも必要だというふうに考えておりますし、議員からご提案のありました一括指定管理というものも大いに検討すべき課題であろうと思っておりますので、そうしたことを含めあわせまして、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○3番（澤史朗）

大変にわかりやすいご答弁ありがとうございました。再質問で用意していたのが先に言われてしまったので拍子抜けをしておりますが。

実際に公募が原則ということで、本当に数ある、中にはやっぱり私も見ているこれ本当に手を挙げる人おるんやろうかというような施設もございます。そういった場合にやはり幾つか施設を預かっている場合はどこか補填をしながらと、単独にその施設がポンと指定管理者に渡される場合にじゃあ誰が手挙げるの、今までの流れで手を挙げる人おるやろうか、それこそ高齢化して実際に管理している人も大変であります。

そういったところで、本来の設置目的を良く判断していただいて、本当にどの施設が公の施設として、今後、2、3年じゃなくて今後10年必要なのかどうかということをしつかりご検討いただきたいと思っております。

現在個々の施設においてヒアリング中ということで、年内には方向性を出すと。そうするとこのスケジュールで行くと、年明けてからの公募ということになって、来年3月の議会に上程されるという流れかと思えますけど、やはり施設の中には3月からスタートできる、同じような系列で、いわゆる施設もいろいろ性格があります。観光施設、商業施設、文化施設等々ありますけれども、そういった場合に前もって半年前もって1年前からいろいろと計画しなければいけないような施設もございます。そういったことを考えた上で、全体的に年内に方向性、方向性というのは個々のところがなかなか出てこないというふうに聞こえますけれども、その辺早急に、今更新になるような施設ですけれども、もっと早く出せるような、個別にですね、全体的なのは年内に方向性というふうにしても、出せるような考え方はおありでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

できるだけ早く、まあ方向性というのは全体の方針ということではなくて、個々の施設についての方向性ですから、できるだけ早くまとめたいと思っておりますが、今の取り組みの評価をどうするかということは意外と大きな問題で、これが継続して先ほど議員おっしゃったような今後どういうことを展開していくのかという意欲とか、計画とか、そうしたことにも大きくかかわってくるわけでありまして、その中で我々としては各施設の効用とか雇用とか、そうした問題を考えていかなくちゃいけない、まあ、そうした議論の中で方向性を出していくということなんです。

まあおっしゃるように早く決めるのに越したことはないわけでありまして、意外とそのヒアリング、具体的な実情の実績の調査等々に意外と時間を要しておりまして、私自身としてはもう少し早く進めるつもりではおったんですけども、少し時間がかかっているということなんですけど、いずれにしても当初予算を考えますと、そう時間は残されておられませんので、急いで取り組みたいと考えておるところでございます。

○3番（澤史朗）

出来得る限り早くお願いしたいと思えます。私も以前指定管理施設を預かっていた身として、管理する側としては市の方針がいつ出るのか、金額がいつ提示されるのか、それによってやはり更新期に果たして来年度もそのまま継続できるのかどうなのかというのがわからない状況、大丈夫だと思ってもやはりいつまでも不安になる。提示が早ければ早いほどそれによって体制が整えられるということがありますので、ぜひわかったところからでも個々にお伝え願えればと考えております。

そして指定管理者制度運営委員会、いわゆる指定管理者を決定する委員会があると思えますけど、今までの流れで見ると副市長を委員長にして各部長が何名かでこの委員会が設置されるようですけど、この構成員というのは今回も同じような構成員になる予定でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

今おっしゃいました委員会については、それぞれ要綱等が決まっていますので、それにしたがって同じようにやっていくということになると思います。

○3番（澤史朗）

過去の報告書等を見ていると、形だけの委員会になっているような気がしますので、このところをしっかりとヒアリングを中心にして、例えば外部の方を入れるとか、そういうことも考えていただければいいかなと思いますが、その辺のお考えはありますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

まず全体の方向性を示すという市長答弁ありましたけど、これについてきちんとやるのが一番基になると思います。その上で、公募をした上で出された書類の審査ということになりますが、このことについて今までやってきたこと、チェックとかいろいろ含めて公の施設を出すという立場で市の職員がやるということに向かっていく。議員がおっしゃるところについてもきちんと対応していくということになると思いますのでよろしくお願いします。

○3番（澤史朗）

ありがとうございます。何回か指定管理施設が更新されているわけですから、やはり、また今、新しく12年たって、本当に先ほど市長も答弁の中でおっしゃっていただいたように考えなきゃいけない時期に来ているという認識がおありのようですから、改めて委員会の方々にもしっかりと精査をしていただいて、どの形が一番いいのかということをご検討いただければ幸いに思います。

以上で質問を終わります。

〔3番 澤史朗 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で3番、澤史朗君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時50分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。12番、森下真次君。

なお答弁中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔12番 森下真次 登壇〕

○12番（森下真次）

それでは、通告書に従い大きく2点について質問させていただきます。

最初に、今後の財政運営について伺います。

飛騨市の財政、一般家庭に置き換えれば財布の中になると思いますが、市の考え方を聞きするとともに、このことを広く市民にも理解してもらいながら、いわゆる情報を共有し今後のまちづくりをどのようにしていくのか、その1つになればと考え質問させていただきます。

旧合併特例法において誕生した飛騨市では、市町村合併による普通交付税の合併特例加算措置は平成30年度に終了し、平成31年度からは一本算定となります。この法にのっとり、本市においても合併後10年間は2町2村が合併しなかったものとして交付税が算定され、さらにその後5年間は激変緩和措置、1年目が0.9、2年目は0.7というように0.2ずつ下がっていきます。とられ、段階的に増加額が減少しています。先ほども述べましたが、平成31年度からは飛騨市として交付税算定が行われるため加算はなくなり、本来の姿ではありますが、以前に比較し減少することになります。

また、借金の70%を国から普通交付税として交付される有利な合併特例債も合併特例債延長法が成立し、10年から15年になりましたがこれも終了します。今述べましたように、合併による財政支援は平成30年度で終了することになります。

さらに、交付税は国勢調査人口によるところが大きいと、人口減少が続いている本市ではその影響が大きくなります。平成22年調査では2万6,732人が、平成27年には2万4,708人となり、5年間で2,024人少なくなっています。交付税は人口だけでなく農家数、児童生徒数、道路延長などいろいろな測定単位が用いられており、このような方法がいいとは思いませんが、ただ単に平成29年度普通交付税決定額を国勢調査人口で割ると、一人当たり27.4万円になります。これを減少した人数にかけると約5.5億円が減額します。自主財源の乏しい我が市にあっては、この数字は大変大きく非常に厳しい財政運営を強いられることになります。

お金がないから何もしないというわけにはいきません。厳しい中でも工夫を凝らし、市民の福祉向上に努力することが必要です。このような状況下で、今後の財政運営の基本方針が平成28年度の決算資料として提出された、主要施策の成果説明書に記載されています。理解できる場所ではありますが考え方を伺います。

また、最近の経常収支比率を比較すると、平成28年度88.6%、平成27年度84.

0%、平成26年度は85.2%となっており、平成28年度は高くなっています。経常経費がかさむと、当然、投資的経費は減少します。このような状態が続くと、さまざまな不安を持ちますが、この点についても考え方を伺います。

1点目、予算規模の目安。予算規模の目安をどのあたりにおいているのか。また、その理由を伺います。

2点目、力を注ぐ分野。事業は選択と集中により進めるとありますが、特に力を注ぐ分野はあるのか伺います。

3点目、市民の声をどのように反映するのか。事業は新しく組織された総合政策審議会においても議論されると思いますが、その他の市民の声はどのように反映されるのか伺います。

4点目、経常経費削減。投資的経費を確保するためには収入が限られているため、経常経費の削減が必要となります。例えば上下水道への繰出金抑制のため料金改正がなされ上がることを心配しますが、この点についてどのように考えるのか伺います。料金改正は各家庭、企業等に大きく影響しますし、また、料金改正をしないで繰入金を増額すれば、投資的経費の確保が難しくなり、事業の推進が困難となります。どちらにしても難問が目の前に迫っていますが答弁をお願いします。

5点目、建設予算の確保。公共投資が減少すれば、地域経済への影響は大きくなります。特に建設業従事者率の高い飛騨市にあっては不安が大きくなります。建設予算が減少し、このことが建設業の人員削減につながり、さらに冬の除雪までに影響が出るのではと危惧しますが、建設予算確保についてどのように考えるのか伺います。今回、建設予算だけを取り上げていますが、申し上げました冬季の除雪はもちろんのこと、最近の異常な集中豪雨や飛騨市の地形などを考えると災害はいつ起きるかわからない状況下にあり、災害発生時の機械力、オペレーター確保を懸念していることを申し添えさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

今後の財政運営につきましてお尋ねをいただきました。大変重要でかつ、大きなテーマでございます。少し長くなりますけれども、詳しくご答弁申し上げたいと思いますのでお願い申し上げます。

まず、個々のご質問にお答えする前に、その前提となる市財政の構造と現状を総括的にご説明したいと思います。地方自治体の財政運営、これは飛騨市も同じでございますが、幾ら財源が入ってくるかを将来展望も含めて手堅く見積もりまして、その範囲内で歳出を組んでいくという、入るを量りて出ざるを制するという考え方で運営すべきものと思っております。私市長就任以来、その考え方で財政運営ということをお願いしてきております。

当然「入るを量る」ということですから、前提となる歳入についてまず見ておく必要があるわけですが、飛騨市の場合、人口及び大企業が少ないということがございますので、市税収入そのものが少ないという構造にある。その分を地方交付税等でカバーしていくという仕組みに基本的になっているということです。

この中で、主に市税が占める割合を示すのが財政力指数と言われるものでございまして、これは飛騨市は0.312、県内市で最も低い水準にあるということでございますが、私自身はこれ自体を論ずることはあまり意味がないと、このように考えております。なぜならば、必要な財源が不足する場合に制度として保障された地方自治体固有の財源である地方交付税をもってこれを補うのが我が国の地方財政制度でございまして、逆に税金が多い自治体は交付税が少なくなるというわけでありますから、一部の留保分を除いて最終的には財源は調整される。したがって、必要な財源は確保されるということでありますので、財政力指数そのものを殊さらに論ずるのはあまり意味がないのではないかと考えております。

ただ、その中で今の自主財源の割合、これはあるわけですが、どのようになっているのかと申し上げますと、お手元に資料を今回お配りしました資料①のところのグラフに若干出てまいります。飛騨市は市税を中心とする自主財源がおおむね35億円程度で安定的に推移をいたしております。自主財源の小計のところをごらんいただきますと、平成25年度あたりから35億円ではほぼ推移している様子が見て取れると思います。普通交付税を中心とする依存財源、私どもは外部財源と言いますが、これが70億円から80億円台、このあたりをかなり大きな幅を持って推移しているという状況が見て取れると思います。これを足したものがいわゆる一般財源というものでございまして、飛騨市が自由に使える財源ということの意味するわけでございます。

このうち市税なんです、法人市民税の税収は2億円から3億円と極めて少ないわけでございます。市民の所得に応じた個人市民税が比較的安定しているというのが飛騨市の構造で、さらに固定資産税も安定的に入ってきている。これは大規模償却資産のウェートが高いという特性がございます。ダムとか鉄道敷地とかそういうものです。そして税金がこうした構造にありますので、景気に左右されにくいというのが飛騨市の税収の体質でございます。一方で、国の方針1つで変化する地方交付税には大きく翻弄されるというのが飛騨市の歳入の構造だということでございます。

そうなりますと地方交付税が気になるわけでありますが、交付税には通常必要とされる需要に対応するための普通交付税と、その時々突発的な需要に対応する特別交付税という2つがございます。このうち、特に普通交付税なんです、資料②をごらんいただきますと、これが普通交付税なんです、合併当初57億円ほどでございました。これがピークが平成25年度でございまして、78億円という水準に大きく膨らんだわけであります。現在それが緩やかに減少してきておるということでございます。これが議員ご指摘の部分でございまして、人口減少による影響もあるんですが、ピークの平成25年度に

は17.8億円ありました合併加算額、合併算定替分と書いてあるところですが、合併加算額が段階的に縮小いたしまして平成28年度、昨年度は3.9億円にまで減少したと。また、リーマンショック以降、歳出特別枠として創設されました臨時費目。これは経済対策特別枠と書いてあるものでございますが、これが経済情勢の回復基調により、縮小傾向に向かっているということございまして、これが地方交付税の大幅な減額基調の原因となっているということでございます。少なくとも合併特例期間終了後の再来年、平成31年度までは、この合併算定替分の縮小がございまして、交付税が下がっていくということですから、逆に言いますと来年度、再来年度をしっかりと乗り切るというのが、当面の飛騨市財政の課題であるというふうに言えると思います。

次に歳出です。今度は「出づるを制す」の歳出のほうでございます。この構造を申し上げますと、資料の③でございますが、飛騨市の一般財源総額。これは先ほど申し上げました自由に使える財源の総額とご理解をいただければと思いますが、平成25年度以降、130億円から140億円台を推移しております。この支出額は、今一般財源総額は推移しているんですが、実際の支出額は122億円から131億円を推移しているということでございます。下のグラフでいきますと、上の折れ線グラフと下の折れ線グラフの差ですね。ここが何かと言いますと、これが繰越金及び決算積立なんです。翌年度の財源となる、あるいは貯金をするというのが、ここの差になっているということでございます。

そして歳出の内訳を見ますと、人件費や福祉・医療のための扶助費、借金の返済である公債費の義務的経費が58億円から60億円、そして一般行政経費が56億円から63億円、投資的経費が6億円から8億円と、こういう構造になっております。

義務的経費は非常にわかりやすいわけですが、一般行政経費は一体何だということなんですけども、一般行政経費の中には政策的な経費のほかに、先ほど議論のありました施設の指定管理料とか、あるいは特別会計への繰出金でありますとか、あるいは経常的な負担金などの固定的な経費も含まれておりますし、さらには昨年度和光園のためにと積み立てましたが、ああした特定目的の基金への積み立て、いわば貯金の部分もこの中に含まれてくるということでございます。

この中で、物件費と繰出金がそれぞれ3割程度を占めておる、これが大きいわけですが、物件費がやや増加しておりますが、繰出金は横ばいとなっております。上の表のところをごらんいただきますと出てまいります。で、物件費がなぜ増加しているかといいますと、これは多くが各年度の政策的、突発的な要因によるものでございまして、例えば、クリーンセンターの火災に伴う経費、単発の建物等の取り壊しなんかがこの中で出てまいりますのでそれが比較的近年多いというわけでありまして。

それで次にですね、議員、経常収支比率にお触れになりましたのでこの点について申し上げますが、資料の④でございます。経常収支比率でございますが、これは経常一般財源、つまり経常的な経費に充てるための財源とされている歳入と、それに充てるべき歳出の割合を見たものでございますが、これがご指摘のとおり、28年度決算

では27年度の84.0から88.6へと、4.6ポイント上昇いたしました。これはいわば悪化ということでございます。しかし、これをよくごらんいただきますと、一番上の歳出の総額は平成25年度以降、103億円前後で推移しております。経常経費充当一般財源と書いてあるところですが、ほぼ一定しておるということですから、歳出が膨らんで悪くなったわけじゃないんだということです。ではなぜかという、交付税が減ったからでありまして、分母となる経常一般財源が、前年度から6.3億円減の116.6億円になっている、2番目の折れ線グラフがすんと落ちているところです。これが減少しましたので比率が上がったと、こういうことなんです。これは、合併加算の縮減がある以上、必ず起こるものでありまして、市としてはあらかじめ折込済みの現象であります。平成31年度までは引き続き経常収支比率は上昇していくであろうと、このように見込んでおるところでございます。

それで、縷々申し上げてきましたが、飛騨市の財政についての私の考え方を先に申し上げておきたいと思っております。結論から申し上げますと、決して余裕のある財政ではありませんが、かといって危機的な状況でもないというのが私の見方でありまして、今の状態を維持できれば、ある程度安定的に運営ができるというふうに見込んでおります。

これは、これまでの市政において、大きな影響を及ぼす地方交付税が減少するということが予想ついておりましたので、あらかじめ最終的に合併加算が終わったところを見越した財政運営をしていた。つまりそこをあらかじめ、それくらいしかお金は入ってこないよということで、それを先取って予算を組んでいた。当然しかし、交付税はそれよりも上振れてくるわけです。じゃあ、上振れてきた分はどうしたのかというと、これを貯金していたということなんです。そこに手をつけなかった。したがって、財政が厳しいことを実際には訴えてやってこられたわけですが、客観的に現在のデータから見てまいりますと当時、合併特例による手厚い財政措置がありましたから、財政的には十分な余裕があったと思っております。あったんだけどもあえて財政が厳しいということを訴えて、財政規模を膨らませるということせず、目標額を上ぶれた場合にもそれにあえて手をつけずに、基金への積み立てを行って不測の事態に対応できる体質を作ったというのがこれまでの市政の財政運営でありまして、それが一番最終形に近い状態で耐えられる体力をつけたんだというふうに私は見ております。

ただし、かと言って決して余裕があるわけではないわけでありまして。それは、地方交付税の減少に見合った最終的な均衡財政に入りつつあるということでもありますから、次に何が起こるかといいますと、もう基金への積み立てはできなくなるということになるわけです。また、この均衡財政というのは、借金をしないこと、つまり将来の公債費が減ってくるという前提で実現するというようになっておりますので、合併特例債がなくなった後、別の借金を多くしておりますとこれが成り立たなくなる。したがって今後は、大きな投資がなかなかできなくなる。だから余裕が決してあるわけではないと、このように申し上げているわけでございます。

したがってこれからの財政運営は、入るを量りて出ざるを制するという財政の心構えどおり、地道な方法でありますけども、この規律をしっかり守っていく、そして余剰が出た場合には、それは将来必要とされる施設の維持補修とか市民生活安定の財源にすることによって、極力通常の予算規模を膨らませないという姿勢で臨みたいと思っております。今回の補正予算でも、国保財調とか清掃施設整備事業基金への積み立てをしたのは、その考え方を実施したものでありまして、予想外に上振れた場合には、それは将来の負担を減らすというところへ持っていかうという考えで財政運営に臨んでいるということがあります。

さて、概括的にはそういうことですが、以上を踏まえてまず財政面に関するご質問が1点目、4点目、5点目とありましたので、まとめてご答弁申し上げたいと思います。

まず、予算規模の目安であります。平成30年度の予算規模の目安をまず先に申し上げますが、総務省の概算要求におきまして、平成30年度の地方一般財源総額については、平成29年度の地方財政計画の水準を実質的に確保する旨の要求がされておりますので、大枠として大きな変動はないであろうというふうに見ております。また、普通交付税に含まれる合併特例加算額、これは本年度よりも1.4億円程度減少するというふうに見込まれますが、これは本年度当初予算の計上時の留保額でほぼ吸収できると思っておりますので、当初予算の規模で言えば本年度と同水準になるのではないかとこのように見ておるところでございます。

しかし、地方交付税の上振れがあまり期待できませんので、従来、上振れた分で補正予算を組んだり基金を積んだりしていたわけですが、それはできなくなりますので、最終的な年度を終わる時点になりますと、恐らく決算の規模としてじゃ今よりも縮小していくということではないかと思えます。

それで平成31年度以降は、合併特例債の発行を終えます。したがって単純平均で9億円程度、投資に充てる特定財源が縮小することになってくるわけでありまして、これに伴って予算規模も縮小し、160億円台になってくるのではないかと見ておるところであります。

次に4点目のご質問、経常経費削減についてのお尋ねがございました。こうした財源が縮小いたしますと当然必要な政策財源を確保するためには、いろんな手を講じないといけない。これにはふるさと納税を初めとする自主財源の涵養、それから国県の支出金、補助金を獲得してくるという方法、そして経常経費の削減といった形で、多角的な検討を行わなければいけないと思っております。ところが、経常経費の抑制という観点から見ますと、額が大きい繰出金、これ議員お触れになりました。平成28年度と、5年前の平成23年度の決算額を比較してみますと、議員ご指摘いただきました下水道事業会計への繰出しは、下水道事業債の年間償還額が平準化されていることもありまして、年度間で若干の変動はあるものの、ほぼ同水準であると。平成23年度と平成28年度、ほぼ同水準であるということございまして、こういう状況にありますので今後急激に抑制を

する、つまり値上げ等につながるということは現在考えてないということでございます。

また、高齢者の増加に伴いまして、介護保険や後期高齢者医療等の社会保障給付、これの繰出金が0.9億円程度増加をいたしております。これは、今後も増加していくであろうというふうに見込んでおるわけですが、これは国の定める制度に左右される部分が大い上に、全国的な問題でありますので、やはり消費税アップ分の地方への配分等によってカバーされていくべきものであるというふうと考えておりました、これはまた消費税の動向によって大きく変化してくるということでないかと見ております。

他方、経常経費の4分の1を占める公債費、借金返しでございますが、これが1つのポイントでありまして、過去に発行いたしました合併特例債の償還、返済が順次満了を迎えて終わっていきます。そうしますと借金返しの金額そのものが、だんだん減ってくるわけです。平成31年度頃から年々減少を続ける見込みだというふうなことでございまして、交付税分を除いても実質負担額、交付税分を除いた実質負担額で平成33年度には約1.6億円、平成38年度には5.6億円が減ってくるというふうに見込みますので、この部分が経常経費の削減に生きてくると、こういうことであります。

したがって、今これを将来、借金返しが減ってくる部分を経常経費の削減にあてようと思いますと、今なるべく借金を増やさないということがとにかく大命題でありまして、そのために大型投資を極力抑制する、あるいは借金をする場合には、交付税措置がある有利な起債しか使わないという方針を堅持することが、この後、平成31年度、平成32年度くらいから飛騨市の財務体質を改善していける1つのポイントになるんだろうと考えておるところでございます。

それから、5番目の建設予算の確保についてでございます。この建設予算の確保、非常に重要でございまして、公共投資の減少が地域経済に与える影響というのは、飛騨市のような小さな自治体ですと、特に十分な配慮が必要だというふうと考えております。

市単独の建設投資につきましては、国県の補助事業があるものに限定しまして、市の負担分には過疎債などの有利な起債を使うことによって、一般財源の持ち出しを極力減らす、それによって大きな事業を行っていくんだというのが方針としてありまして、これは今後も堅持していきたいと思っておるわけでございますが、先ほどお配りした資料の6ページに市の投資的経費の推移につきましてまとめた資料がございます。これで見ますと、平成25年度以降、市の普通建設費の一般財源負担、普通建設費の一般財源と書いてあるところですね。これを見ますと、大体5億円から8億円で推移をしておるという数字が見て取れるかと思えます。私どもとしては、今後最低でも5億円程度、可能ならば7億円程度は確保したいというふうと考えておりました、これは事業料全体で見ますと大体15億円から20億円程度です。このあたりの事業料の確保をしたいと考えておるところでございます。

なお、建設予算なんです、市の単独事業だけではございまして、国や県の事業の確保というのも非常に重要でございます。特に県の事業は身近なものが大変多いので、度重

なる要望を続けておるのもそういった理由によるところであるわけであります。実際に道路橋梁関係だけ見ましても、数字を拾ってみますと、これまでの市の投資額が年間平均6億円程度、道路橋梁関係で市は6億円程度の事業費を投じておるわけですが、県は市内の事業費として平成29年度当初予算で約16億円を計上いたしておりますから、そのインパクトというのは非常に大きいわけであります。したがって、県の事業が確保できるように、引き続き鋭意、強力な要望活動を行っていくというのが、市内の建設業の仕事を確保する上でも極めて重要なことではないかと考えておるわけでございます。

また、今、道路橋梁について申し上げましたが、建築、建物ですね。ここにつきまして、合併以降、文化交流センター、図書館等複合施設の整備、それから古川小学校とかクリンセンターの新築、こうした形で建築事業には大規模な投資を続けてきたわけですが、先ほど申し上げましたように合併特例債が終了いたしますので、今後平成31年度以降は、建物の投資というのがなかなかしにくくなると、こういうことでございます。これが先ほど申し上げました年間約9億円の事業が減少というのがここにでてくるということでございます。そういたしますと、建築の世界をどうやって守っていくのかというのが非常に重要なことございまして、今後民間の需要を喚起するようなソフト事業の強化を図ることによって、これをなんとかカバーしていきたいと考えておまして、今、新年度に向けて具体的な対策についての検討を行っているところでございます。

以上が財政の問題でございました。

あわせて、議員からは力を注ぐ分野についてご質問いただきましたのでご答弁申し上げますが、今、特に重点を置いております分野、テーマは、医療・福祉の充実と観光誘客に資する地域資源づくりというところに重きを置いております。

このうち、まず医療・福祉の充実でございますが、これまで飛騨市として十分な体制づくりが図られてこなかった分野であるというふうに考えております。一方、市民のニーズが極めて高い重要な分野だということで、私の市政においては、ここの分野に力を入れていきたいと考えておるところでございます。

特にハード整備では、発行期限が平成30年度となる合併特例債を有効に活用するという観点から、現在、養護老人ホーム和光園の建て替え、障がい児者向け日中一時支援事業所の整備ということをやっているところでございますし、加えて、介護人材の確保、市民病院の医療体制の整備等のソフト事業も行いまして、担い手の育成・確保につながる諸施策を着実に進めていきたいと考えているところでございます。

もう1つ申し上げました「観光誘客に資する地域資源づくり」というものでございますが、人口減少下においては地域経済が縮小してまいります。そうしますと、地域の外からお金を持ってくるという対策が必要でございまして、それは観光誘客に他ならないわけです。その際に、単なるプロモーション、PR、広告宣伝だけでは、今の時代、人を誘客することはできないわけでありまして、地域に魅力となる地域資源を新しく生み出していかないとどんどん衰退していくということになるわけであります。これは私は同時に、

私の掲げております「元気・あんき・誇り」の誇りづくりにも直結するというふうを考えておりますので、この点について重点化を図っておるところでございます。

具体的には、宇宙物理学研究紹介展示施設の整備、神岡の宙ドームでございますが、この改修。それから、午前中も議論がありました。レールマウンテンバイクの新コースの設置。そして、また山城などの歴史的遺産の掘り起こし、エゴマなどの新たな地域の資源の活用、さらには、現在、中心市街地の空き家を活用した展示施設とか、お店等に活用できないかというようなこともあわせて検討を進めておるところでございます。

先に開催をいたしました第1回の総合政策審議会、ここで大変印象的だったことがございまして、委員の方々がそれぞれ自分の分野について思いを述べられて、それが一堂の場として介するによって、やはり市政というのは、市民のニーズというのは、360度あらゆるニーズがあるんだということを改めて考えさせられたところでございます。こうしたことを踏まえ、総合政策審議会のように、いろいろな方々が一堂に会する場で意見を伺っていくということが、非常に重要ではないかと感じたところで、これについては今後も継続していきたいと思っております。

このほかに市民の声の反映ということについて申し上げますと、きめの細かいところまでを拾っていくということが、他方で非常に重要でございまして、きめの細かい意見の聴取をすることによって政策形成の端緒が掴める。そういったところに新たな施策のヒントがあるということでございます。昨年度から市民と市長の意見交換会を続けておりますし、どうやなボックスという市長宛ての目安箱のようなものを設置させていただいておりますが、これは私必ず一番に目を通すと、どんなものでも直接目を通すということにしておるわけですがこの中には随分とヒントが含まれてございまして、現実には自分の目を通して、施策にしていくというようなことをやったものもございまして。

いずれにしてもそうした積み重ねの中で市民の草の根の声を反映するというのを並行してやってくることが大事だと思っておりますので、総合政策審議会のような大局的な場と細かに意見を拾う場を両方組み合わせる中で市民の皆様の声を市政に反映させていきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○12番（森下真次）

丁寧に説明をいただきました。ありがとうございます。何も言うことはありません。方向もわかりましたし、どの点に力を入れられるというのも聞かせていただきました。

私は今の市の動いとる方向は、いいんじゃないかなというふうには自分では思っていますので、また精一杯協力はさせていただきたいと思っております。

ただ、市長も言われましたけど厳しいというのはあると思うんですけど、厳しい、厳しいばかり言っていると市民の方がやはり不安を持たれるということもありますので、そういう厳しい環境にはあるけど、飛騨市の将来は明るいやというような軸といいますか、大黒柱みたいなものをしっかりみんなで持ち合わせて、飛騨市の将来に向かって知恵

を出したりとか、協力し合ってぜひ進んでいかなあかんなどということを最後に申しまして、この質問を終わらせていただきます。

次に宮川町の文化財活用に向けてと題しまして質問いたします。

市は、本年度より教育委員会事務局に文化振興課を新しく設置し、市の歴史的・文化的財産の利活用を図る体制を強力にしました。市にもともとある資源を活用し、市の活性に生かすという市長の姿勢が現れています。今まで眠っていたものを掘り起こすことは、新しく作ることは違い、この地で生まれ、地域の自然や地形等、環境に適合したものであり、今後の事業展開を大いに期待するところです。そして、さらなる地域の魅力発信に貢献していくものと確信しています。

宮川町には、宮川及び周辺地域の積雪期用具2,800点が重要有形民俗文化財として国指定を受けており、その他県指定文化財6件、市指定文化財数十件があります。これらの中で、皆さんの目に触れ、多くの人に足を運んでいただいているのは、池ヶ原湿原のミズバショウ・リュウキンカ群生地だけです。その他の文化財利活用はほとんどなく、その利活用が望まれます。

多くの人に宮川を訪れてもらい、いろいろな体験をしてもらう、見てもらう、食べてもらう、言ってみれば宮川の全てを五感で味わってもらい、何回でも訪問してもらうための魅力として文化財の利活用を発展させなければと考えています。

そこで、宮川町にある県指定文化財で、池ヶ原湿原のミズバショウ・リュウキンカ群生地及び市指定旧中村家等について質問をいたします。

1点目です。池ヶ原湿原のトイレ改修に向けての進捗状況。

通告書には、昨年12月と記載していますが、正しくは9月ですので、訂正させていただきます。昨年9月に質問させていただきましたが、難しい条件はあるものの北陸電力との交渉結果により具体的な改修の内容を検討したいとの回答でありました。まず、その後の進捗状況はどうなっているのか伺います。また、ことしは昨年のままのトイレ状況であり、トイレをリースし、これで対応されましたが、利用者の声はどうであったか。そして、ことしの状況を受け、今後のトイレ改修はどの方向にどのように進めていくのか伺います。

2点目、池ヶ原湿原駐車場の拡大。

湿原の駐車場といえるのは管理棟前の駐車場だけです。昨年、平成28年度は湿原のニュースがテレビで報道されたこともあり、4月下旬から5月末日までの間に過去最高の3,710人が湿原を訪れました。参考に申し上げますが、ことしは大雪により見ごろが5月連休を少し外れたことにより、残念ながら昨年を下回り3,017人でした。昨年は多くの来場者で駐車場がパンク状態になり、ピーク時には駐車台数不足のため、路上駐車を余儀なくされました。しかし、道路は幅員がないため普通車が通るだけのスペースしかなく、事故の心配を抱えています。本年はこの状況を解消するため、湿原手前からバスによるピストン輸送を行い、駐車場はどうしても車で行かなければならない人たちのため

に使用する運営で対応しましたが、訪問された方には、いまひとつ満足の顔が少なかったように感じました。私もこのバス輸送のボランティアに参加しましたので、現場で感じています。そこで、来ていただいた方に満足してもらうため、管理棟付近に駐車場を増設拡大することはできないか伺います。

3点目、池ヶ原湿原のヨシ刈り。

いろいろな方法でヨシの勢力を弱めるよう進めてきた努力が実り、ヨシの背丈も低くなり弱ってきたと思っていましたが、ことしの湿原のヨシ刈りに参加したとき、ヨシが以前より元気になったように感じました。ミズバショウなどは湿地を好む植物であり、ヨシが元気になり勢力を広げることは、湿原の乾地化を促し、乾地化とは地面が乾いていくということでもあります。最近のヨシ勢力を弱める事業はどのように進んでいるのか伺います。また、ヨシが弱まったことによりハクサンハタザオやキツリフネなどの初夏から秋にかけてかわいい花を見せていましたが、これらの花々にも悪影響が及ぶのではないかと心配しています。

4点目、旧中村家の屋根改修。

カヤぶき屋根が人に見せる状態ではないほど、傷みが激しくなっています。カヤぶき屋根には地域によっていろいろな様式があるようですが、この中村家は変形合掌造りと聞いています。町内に残る唯一のカヤぶき家屋であり、大切な市指定文化財でもあるため修理することはできないか伺います。

5点目、考古民俗館の活用。

旧中村家は、塩屋区みやがわ考古民俗館にあり、国道360号の北側玄関口から池ヶ原湿原に向かう途中にある施設です。みやがわ考古民俗館の魅力が上がれば、池ヶ原湿原とお互いに好影響を与えると考えています。1つの提案ですが、ミズバショウなどの時期は中村家の囲炉裏で火を焚きながら昼食をとるなど、休憩の場として利用できないか。また、考古民俗館には出土文化財管理センターがあり、過去にはここを活用し土器づくりが行われていました。また、中村家はわら細工には、うってつけの建物とっていますが、この一帯で、土器づくりやわら細工を体験する場として活用できないか伺います。市では、飛騨みんなの博覧会を積極的に進めていることもあり、そのプログラムの1つとして育っていけばと考えています。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは考古民俗館の活用につきまして御答弁申し上げたいと思います。

みやがわ考古民俗館なんです、非常に大事な施設だと思っております。宮川地区の民俗文化を知る上で重要な史料を収蔵する施設であるということはもちろんでございますし、また、収蔵品は、どれも一級品でございます非常に価値が高いというふうに認識

しております。これは、飛騨市の貴重な貴重な資源であるというふうに考えております。

実際に、国指定重要有形民俗文化財の宮川及び周辺地域の積雪期用具2,800点を初め、江戸から近代までの民具・民俗資料1万6,000点、さらには旧石器時代から縄文時代の土器・石器類が良好な遺存状態で多数展示されておる。これは考古学や民俗学に造詣の深い方々だけではなくて、一般の方々にも興味深く、心から楽しんでいただける教育施設であるというふうに自負しておるところでございます。

他方で、地理的な制約がございまして、やはりアクセスがしづらいという立地柄、これをどう克服するのかが課題であるなというふうに思っておるところでございまして、その点では、収蔵品の一部を飛騨市美術館や、今後整備をしていきたいと考えております空き家を活用いたしましたまちなか展示施設なんかでサテライト展示をしていただく、市民の皆さんや観光客の皆さんに見ていただくことによって、今度は本格的にみやがわ考古民俗館で見てみたいよと言う方の呼び水にしていくということも大事なのではないかと考えているところでございます。現在ちょうど、今月30日から飛騨市美術館で塩屋の石棒展というのを開催いたしますが、これはまさしくそれをやってみようという取り組みでございます。

また、開館業務につきましても、現在は予約が入ったときのみ、文化振興課の職員が対応するというようになっておるわけでありましたが、できるだけ開館する日を拡大していくというのが大事でないかと思っております。例えば、池ヶ原湿原のシーズン中において、案内人会の皆さんにビジターセンターを兼ねて施設を空けていただく、あるいは、地元のシニアクラブ等の皆さんに委託をするという案についても現在、検討、協議を重ねておるところでございますし、入館料についても見直しを図りたいと思っております。

さらに、5年から6年しますと360号の工事が進みまして、種蔵打保バイパスの塩屋工区が完成いたします。そういたしますと、施設は俄然状況が変わりまして、国道沿いに立地するというロケーションに変わってくるわけでございますので、そうした交通の利便性が大幅に向上することも見越しまして、着実な活用を図っていくと同時に、案内看板等も整備していくということも必要でないかと考えておるところでございます。

また、議員からご提案の体験プログラム。これも非常に魅力あることであると思っておりますので、順次可能なものから実施を図りまして、さらなる施設の有効活用を推進していきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

池ヶ原湿原のトイレ進捗状況についてお答えします。

ことしの池ヶ原湿原については、当地の主要ターゲットである名古屋地区を中心とし

たニュースリリースや高山からのバスツアーの催行告知により集客に務めた結果、5月のひと月間の調査範囲では前年に引き続き3,000人を超える来訪者を記録しております。ことしは例年よりミズバショウの開花が遅れてゴールデンウィーク明けになりましたが、長年の継続的なプロモーションにより年々認知度も向上し、訪れるお客様が増えつつあると感じております。

さて、トイレの改修についてですが、昨年9月議会での答弁後、継続して北陸電力との交渉を行いました。北陸電力としては、過去に万波地区への送電について、当時の宮川村が積極的に開発を推進した経緯もあり実現したのですが、現在となっては通年での送電実績も少なく収益も見込めないことを踏まえ、このたびの池ヶ原湿原への送電についても正直なところ社内では了解が得られにくいとの回答でありました。他方で北陸電力側からは水力発電、ソーラー発電を検討されてはどうかというご提案もあったことから、この両者について検討を進めてきたところです。

まず水力発電については、池ヶ原湿原一帯の高低差がないことと水量の安定供給も図れないことから、発電できるまでの能力が十分ないと判断しました。現在はソーラー発電を活用したシステムが導入できないか検討している段階ですが、このシステム導入に際して最大のネックは冬場であり、日照時間や耐雪量、凍結対策などさまざまな要因を考慮しなくてはなりませんので、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

以上、現在までの進捗状況であります。現場はこれらの整備方針が固めるまで待てないことから、まず今年度、仮設トイレを健全者用2基、障がい者用1基を設置させていただきました。ツアーやマイカーで訪れる観光客や障がい者の方からも、事前にアナウンスすることなどにより快適にご利用いただき、特に大きな苦情は届いておりません。なおかつ経済的にも安価で済んだところですので、これを常設としていくことも候補としてあるのではないかと考えております。

続きまして駐車場の拡大についてですが、既存の駐車場は22台程度しか駐車できず、昨年はゴールデンウィークを中心にマイカーのお客様に大変なご迷惑をおかけする結果となってしまったことから、ことしはアクセス道路途中に臨時駐車場を設け、そこからシャトルバスを運行させていただきました。その結果、路上駐車や渋滞はある程度解消することができました。しかしながら、今後も来場者が増えることを考慮すると、現状のままでは駐車場が不足していると認識しておりますので、新年度では既存駐車場に隣接するスペースを造成して駐車場を拡大することを考えております。新たに造成する駐車場は現在と同程度の数をめどに整備したいと考えております。現在、障がい者の方にも使いやすいスロープを整備中であり、アクセス道路から数分で行ける湿原という強みを生かして、バリアフリー観光地としての魅力を磨いてまいりたいと考えております。

続きまして湿原内のヨシ狩りについてお答えします。近年、地域の皆様、関係者の皆様のご尽力により、ヨシの勢力が鈍り、弱くなってきておりました。ことしについては春も遅く、当初予定していた1回目のヨシ刈りの時期にはそれほど伸びていなかったことも

あり静観していたところ、2回目のヨシ刈りであるボランティア参加の時期には、予想以上にヨシが元気になっていたことから、10月にも改めてヨシ刈りを行いたいと考えております。飛騨市の貴重な資源である池ヶ原湿原については、保全管理と地域振興につながるため、今後も二度刈りを基本に事業を進めたいと考えております。

また、ことしのボランティアによるヨシ狩りについては、参加者も例年になく少なかったことから作業も十分に進まなかったこともありますので、当作業の必要性について、改めて市民の皆様にもご理解とご協力をお願いしたいと思います。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

4点目の旧中村家の屋根改修についてお答えします。

最初に、旧中村家の経緯と概略を説明いたします。

平成2年に宮川地区における明治初期の一般的な農家建築を後世に残す建物として、民家所有者から宮川村へ寄贈され、翌年、洞地区から現在の塩屋地区みやがわ考古民俗館の敷地内に移築を行い、平成4年に有形文化財に指定し、現在に至っております。

民家の大きさは、間口8間、奥行5間、3階建て構造で屋内には明治時代の人々の暮らしや風俗を垣間見ることができる生活用品や貴重な歴史資料の展示があり、今や希少価値となった合掌造りのカヤぶき民家であると認識をしております。移築後の活用としては、考古民俗館と中村家をセットで見学案内を行っていましたが、建物全体の老朽化が進み合併以降は見学ができる状態ではなくなりました。

これまでの管理としては、毎年1回、囲炉裏で火を焚き、煙で燻すことでカヤや、はりを害虫から守るなど必要最小限の管理を継続してきましたが、今日に至るまで百数十年の風雪に耐えてきたカヤぶき屋根を初め建物全体の劣化や外観の損傷が著しく、屋根の葺き替えのみで2,000万円という多額な費用を要することから施設修繕の方向性について、結論を見い出していないのが現状でございます。

明治初期における飛騨の暮らし・文化を伝える貴重な文化財であることを真摯に受け、有識者を交えて有効活用について検討してまいりたいと存じます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○12番（森下真次）

答弁ありがとうございました。1点目の湿原のトイレ改修ですけれども、リースで持ってきたもので結構対応ができたということでもあります。先ほども部長から答弁がありましたが、あそこの場所は冬季の維持管理ということがあるんですけど、標高が1,000メートル近くありまして、私どもが住んでいるところとはまた違う雪のこともあるので、私は自分としてはことしみたいな対応でいけるのであればそれもひとつありだなと思って

います。このことについて皆さんの意見を詳しくは聞いていませんけど、自分ではそういうふうに感じていますので、あそこへ行ったけど便所がどうもと言われるようなことにならないようにだけしていただいて、ミズバショウが栄えていくという方向にぜひ持ってってもらいたいと思います。

駐車場の拡大ですけど、もう1つ、今と同規模のものを造っていきたいということでもありますので、ぜひお願いしたいと思います。それでもピーク時には私はさばききれんのではないかという心配をしています。それで、ミズバショウの管理棟のところからずっと歩いていくわけですけども、反対側のところに平地がありますので、あそこから下りる道を考えていただいて、足の元気な人は向こうからも下りて行けるような、そんな駐車場があってもいいんじゃないかというふうに思いますので、これについてはぜひ検討いただきたいので後で返事をください。

それからヨシ刈りのほうは二度刈りでぜひ進めていただきたいと思います。

中村家のほうも金はかかると言われましたけど、何とかふるさと納税のほうでうまく宣伝していただいて、ぜひ原資を確保していただいて修理の方向で向かっていただきたいと思います。

市長言われましたけど、360号の改修のこともありますし、最近見るとアユ釣りに1万人くらい河川に来てもらっていますが、見ていると夫婦、夫婦じゃない方みえるかもしれませんが、時間を持て余しとる人がみえるんです。なのでその人たちにうまく活用してもらおうようなことができないかなということを思いますので、この点もぜひ加えて検討いただければと思います。

それから市長のほうで地域のこんなふうにしてという活用の方法なんですけど、先ほど言われた案内看板、ぜひほしいと思います。そして、現在あそこを取ってもあれが何なのか多分皆さん何にもわからんと思います。なので市長が言われました江戸時代の用具なんかがあるんですけど、ここにはこんなものが入るとるんやよということだけでも、せめて初めに、そいつだと多分そんなに金かからんと思いますのでこれも答弁いただきたいと思いますが、この点についてどのように考えられるか、以上2点をお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

看板の話ですが、本当に確かにみやがわ考古民俗館って書いただけではわからないなということは本当に思いますので、やはりキャッチフレーズではないですけど、これこれのこういった民具があつて、こういった貴重な、しかも文化財のものがあるみやがわ考古民俗館のようなことが伝わるような形で看板設置を考えていきたいなというふうに思っています。

あと、本当に体験の問題とかいろんなやり方がまだまだあると思いますし、とにかくいろんな工夫をしながら活用を図っていききたい。旧宮川村がよくぞあそこまでの立派なも

のを作ったなと本当に思いますし、とにかくこれは本当に貴重な財産だと思っていますので、とにかく生かせる方向で考えていきたいと思っています。

○12番（森下真次）

もう1点、反対側のほうの駐車場ですね、今だったら土のままですし雪解けのときだとしてもぐちゃつくので、お金はかかるかもしれませんが、私は舗装で10台くらい止めれば十分かなとは思っておりますが、そのあたりについてはどんなような考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

来年度、隣接した駐車場をやらせていただきたいと思っていますし、それにあわせてご提案の場所につきましても、あまりお金がかからないようでありましたら手を付けさせていただきますたいと思いますし、ちょっと相談させていただきたいと思います。

○12番（森下真次）

思うような答えをいただきましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

〔12番 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで12番、森下真次君の一般質問を終わります。

続きまして10番、洞口和彦君。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

議長にお許しをいただきましたので、質問に入ります。

一昨日ですね、日本を縦断した大型台風でございました。まさに白川村を中心が通りまして、本当に風、大雨心配いたしましたが大きな被害もなくほっとしているところでございます。しかし今度は急遽、衆議院の解散という風が吹いてまいるようでございます。けさの新聞によりますと、消費税8%から10%が二度延期になっておりますが、それを2019年10月に2%、金額にして約5兆円という額ですが、その使用用途について自民党はちょっと方針を変えるという記事が載っておりました。最初は、使用用途については借金の返済と社会保障の安定化に使用するという事で決定しておりましたが、教育の無償化、幼稚園から高校、大学までを考える。これは莫大な費用がかかるということでございますし、それから社会保障制度も今までは高齢者中心という制度でございましたが、今回はそれに低所得とか若年層いわゆる全世帯型への方向転換をしたいというような公約の報道がございました。

実は少し前には消費税が延長されていることで、ことしには国民健康保険で3,400億円を補償するという話が数百億円減額されるかもしれない、そんなニュースが載っておりました。3,400億円といいますと国民健康保険1人当たりの約1万円に該当しま

す。これが出るか出ないかによって保険料が1万円変わってくるということになると思います。今回正式にこの見直しを実施されるということになりますと、国民健康保険の国の追加公費や激変緩和措置がですね、大きく変動する恐れがありますし、保険料に大きく影響してくるのではないかと、そんな危惧をしております。また、教育の無償化は、私2番目に教育関係あげておりますけど、大きな返還をもたらすものではないのか、その辺の動向を注目しながら私の質問に入ります。

1番目に国民健康保険の改革についてお伺いいたします。

いよいよ来年4月より、慢性的に赤字に陥っている国民保険の運営主体が市町村から都道府県に移行されることになりました。国民健康保険はもともと自営業者や農林水産業で働く人のためのものでしたが、現在では無職や非正規労働者が8割近くを占め、退職したサラリーマンが移ってくることもあり、加入者の所得が低く、年齢が高く構造的な問題を抱える保険であります。今度の改正により全国では35%の市町村が保険料の上昇を予想していますし、半分の48%がどうなるかわからないと回答されています。国保財政の安定化に期待する声もございますが、保険料の大幅上昇変動に住民の反発も予想されます。今回の改革での飛騨市における影響と取り組みについてお伺いしたいと思います。

1番目に、運営移行に伴う飛騨市のメリットとデメリットについてお伺いいたします。財政基盤の弱い市町村を救済するための、1961年の発足以来の大改革です。国は財政支援を拡充して加入者の影響をできるだけ抑えるとしていますが、今回の改革での飛騨市のメリットとデメリットは何なのかについてお伺いいたします。

2つ目に、標準保険料はどうなるのか、今のところ決定していませんので見直しについて伺いたいと思います。飛騨市ではこれまで財政調整基金を取り崩しながら、県下でも一番安い保険料を維持してきました。現状の一人当たりの保険料額は7万6,117円で、今回の運営移管では県への納付金額は一人当たり12万6,120円と予想されています。第2回試算結果では納付金の基礎となる、一人当たりの保険料額の水準にするためには、保険料を約1.6倍の引き上げが必要とされています。今後保険料引き上げをどのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

3番目に国の追加公費や激変緩和措置はどうなるのかについてお伺いします。国は平成27年度から低所得者対策のため、低所得者数に応じた財政支援の充実や財政安定化基金を段階的に造成し激変緩和措置に備えてまいりました。また、平成30年度からは財政調達機能の強化（自治体の責めによらない要因による医療費増や負担の対応）や、保険者努力支援制度（医療費の適正化に向けた支援）が本格的に実施されることとなっています。

高齢化と低所得の年金所得が多いという構造的な問題を抱える、県内最低水準の保険料のこの飛騨市でございますので、激変緩和措置や保険努力支援に期待は大きいところがございます。これらが納付保険料額の財源にどう影響していくのかについてお伺いし

たいと思います。

4つ目に、県の保険料水準の一本化の方針はようになっていくのかについてお伺いいたします。県の納付金算定方法は、国のガイドラインに基づいて行う試算の結果を基にした市町村の協議を踏まえ決定するというございますが、県と市のこれまでの協議内容についてどのようになっているのかお伺いしたいと思います。また、県は負担の公平化を求め将来保険料の一本化を検討しているというございますが、方針はどのように決定されるのかについてお伺いいたします。

5つ目に基金の2億円の積立についてお伺いします。まさに飛騨市は先を見越して2億円の予算が提案されています。飛騨市国保の財政調整基金が合併当時は約5億円ございましたが、加入者減少による収入の減少や医療費の増加による取り崩しが行われてきまして、保険料の補填が随分と行われてまいりました。平成29年末残高が1億3,000万円の予想で、今回積み増しとして2億円の予算が計上され、県に納める納入金の不足を補填するというふうに言われていますが、2億円の根拠と今後の調整金の在り方についてどう考えているのか伺いたいと思います。

6番目、最後でございますが、医療費削減の取り組みはどうかについて伺いします。医療費水準の高いところは納付金が高く、医療費の削減は重要でございます。これまでも特定健診の受診率の向上や健康寿命の維持等努力されてきましたが、保険者努力型支援制度の取り組みと、新たな施策やきめの細かい指導等、今後の医療費削減の取り組みの結果が保険料にどのように影響するのかについて伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

まず、1点目の運営移行に伴う飛騨市のメリット、デメリットについてお答えします。

広域化のメリットといたしましては、県が財政運営の責任主体となり中心的な役割を担うことで、被保険者数が多くなり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保ができるようになることがあげられます。保険給付に必要な費用は、都道府県から全額市町村へ交付されるようになり、市町村が都道府県に納める納付金の額は、年度途中での変更は行われないため、給付費の急激な増加があっても納付金の追加負担を求められなくなります。また、県内市町村間の転入転出であれば世帯の継続性が認められ、高額療養費の多数該当が市町村間で引き継がれるなど、サービスの向上が図られるようになります。

窓口サービスでは、資格管理や保険給付、保健事業など被保険者に対する身近な業務につきましては、今までどおり市町村が行いますので被保険者に対する影響はないと考えています。他方で、デメリットとしては、保険料の引き上げにつながる可能性が極めて高いことがあげられます。新たな制度では、県が市町村に対して納付金の金額を示し、それを市町村が保険料という形で徴収することになります。これに伴って、従来、飛騨市には

前期高齢者交付金が毎年8億円から10億円の幅で交付されていたものが、保険財政の広域化により前期高齢者交付金は県が一括で収入することになります。

この前期高齢者交付金は保険料に反映されますので、飛騨市や七宗町のように高齢化率が高い市町村では、保険料を低く抑えることができる要因になっていました。しかし、県全体の納付金の算定の中で調整されるようになりますと県全体で平準化されますので、飛騨市においては保険料を抑制する効果が小さくなります。このことが、飛騨市においては保険料の大幅な引き上げの要因の1つになると考えています。

その上で、2点目の標準保険料の見通しと、3点目の基金の積み立てについて、関連がありますので一括してお答えします。

平成29年1月に行われた第2回目の標準保険料の試算では、飛騨市の保険料は約12万6,000円となっていますが、予定されている国の追加公費、激変緩和措置は含まれていません。これらの緩和措置を考慮すると、飛騨市の標準保険料は10万円から12万円程度になるのではないかと予測しています。県への納付金の額は、まだ示されておりませんので標準保険料を算定することはできませんが、いずれにしても現在の7万6,000円という保険料は引き上げざるを得ない状況となっています。

しかし、飛騨市の国民健康保険は、年金生活者の方が被保険者数の半数以上を占めるという現状があり、低所得者層の方が多いことから、保険料の引き上げは極めて大きな負担になる可能性があります。このため、引き上げを緩やかに行って、保険料の激変に伴う急激な負担増を避ける必要があると考えました。飛騨市はこれまで保険料に基準外繰入を行わないという原則を堅持しておりますが、今回、特例的な措置として、激変緩和のために国保財政調整基金に公費を入れることとしたところです。

これによりまして、平成30年度からおおむね5年間で、県の示す標準保険料となるように、来年度から保険料の引き上げを実施していきたいと考えています。その原資として、今議会に2億円の基金積立をご提案させていただいております。その積算としては、激変緩和措置後の1人当たりの標準的な保険料の額を5年間の平均で11万円と仮定した上で、5年間かけて保険料を5万円程度引き上げるために、毎年10%程度の保険料の引き上げを行うこととして計算し、約3億円の赤字補填が必要と見込んだものであります。

当初予算での平成29年度末の基金残高見込みが1億3,000万円ありますので、これに加えて9月補正予算で計上した2億円の基金繰り入れを含めると、合計は3億3,000万円となります。これによって、赤字補填に必要な約3億円をカバーしようと考えたものです。

なお、財政調整基金については、これまで急激な医療費の増額に備えて医療給付費の5%程度が望ましいとされており、飛騨市においては約1億円を目安としていました。これからは、広域化により保険給付の変動に対しての財政措置の必要はなくなりますので、今後は5,000万円程度を基金残高として確保するようにしたいと考えています。市としては、国や県が予定している軽減措置が飛騨市に大きく反映され、少しでも標準保険料

が下振れすることを祈っている状況です。

ちなみに県への納付金は、国の財政支援の状況や激変緩和措置の有無、飛騨市の医療費水準によって大きく変動することが見込まれます。保険料相当の財源は十分に余裕を持って確保する必要があり、毎年度の決算状況に応じて保険料率の見直しが必要であると考えています。

次に3点目の国の追加公費や激変緩和措置の影響の見通しについてお答えします。

国は、制度改革に伴う低所得者対策の強化として、平成30年度から毎年約1,700億円の公費を追加することを予定しており、そのうちの約800億円を都道府県の交付金の増額に充てる予定です。また約300億円は、市町村の保険者努力支援制度に充て、市町村の取り組みに対するインセンティブとして配分されることとなっています。

激変緩和措置については、国のガイドラインにより都道府県で基準を設けることになっており、飛騨市では、1人当たりの保険料が約1万円から2万円程度は減額されるのではないかと期待しているところですが、県の基準はまだ定まっておられません。激変緩和措置に該当する市町村と該当しない市町村では、納付金の負担に大きな差が出るため、3回目の標準保険料の試算では、複数のパターンを算出して比較検討することになっています。3回目の試算結果は10月に公表される予定であり、最終的な標準保険料は来年1月に確定する予定です。

なお、激変緩和措置の基本的な考え方は、基金の繰り入れや赤字補填などを考慮しない保険料額、飛騨市ではこの額が約9万7,000円程度になると思われます。この額と、広域化によって算定された標準保険料額との比較により算出されるもので、飛騨市の現在の保険料である7万6,000円との比較で算定されるものではないことをご理解ください。

保険者努力支援制度については、平成28年度の保険者努力支援制度前倒し分の結果が公表され、飛騨市の評価ポイントが県内42市町村中1位、全国1,741市町村中6位という成績で、約400万円が交付されました。今年度から保険者努力支援制度の指標も変更になり、交付金の総額は平成28年度の150億円から平成29年度は250億円、平成30年度は300億円プラスアルファに増額される予定です。保険者努力支援制度で高い評価を受けることができれば、今より多くの交付金を受けられることになりまので、その取り組みも合わせて進めてまいります。

次に、4点目の県の保険料水準一本化についてお答えします。

平成28年度から県が事務局となり、県・市町村・国保連合会で岐阜県国民健康保険対策検討会を立ち上げ、納付金の算定方法や激変緩和措置の基準などについて、これまで9回の会議を開催し、協議を重ねています。

保険料を統一するという事は、保険料の算定において、それぞれの市町村の医療費水準や所得水準を加味しないということになりますが、飛騨地域と岐阜市などの都市部は、医療費や所得に大きな差があり、調整する事項が多いため、来年度からの統一は困難な状

況となっています。また、将来的な保険料の一本化についても、検討会においては具体的な議論にまで至っていないのが現状です。

最後に、6点目の医療費の削減の取り組みについてお答えします。

今回の制度改革においては、財政運営の安定化とともに医療費の適正化が大きな柱となっています。特に保険者の役割として、健康の保持や生活習慣病の重症化予防が求められています。保険者努力支援制度で、国が示す評価項目について積極的に取り組み、どれだけでも点数を加点していくことが補助金、支援金がより多く交付され、ひいては医療費の適正化や保険料の軽減につながると考えております。

一方、医療費削減と保険料の関係につきましても、納付金の算定においては必ずしも医療費だけでなく、所得や年齢構成などそれぞれの地域におけるさまざまな要素により保険料が決まっていくことになっていますので、飛騨市の医療費が下がれば保険料が下がるというような関係が成立しないこともあります。

また、これからは広域化により県が主体となって岐阜県全体の医療費を削減していく取り組みが今まで以上に重要になってきますし、国民健康保険制度を守るためには、財政支援の強化なども含め国や県が積極的に関与していく体制づくりも必要です。

飛騨市といたしましては、これからも特定健診の推進など地道な取り組みを進めるとともに、さまざまな分野との連携により市民の健康寿命の延伸に向けて取り組みを推進し、市民の生活の質が向上することが国保運営の健全化につながると考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○10番（洞口和彦）

納付額が決定しない中で、ある程度の数字を出して丁寧に説明していただきました。本当にありがとうございます。

まず再質問でございますけれども、最初に聞きたいのは納付額が決定するまでの経緯、先ほどは8月に提示があつて1月頃に最終的なというふうに言われましたけど、その経緯について今後決定までどんなような経緯をたどるのか、もう一度詳しく説明をお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

8月に第3回目の標準保険料の試算というのを全国の市町村が行っています。それを今、国県のほうで取りまとめを行っておりまして、その数字の集計を今行っております。

それで、先ほども説明しましたが、激変緩和措置を受けるケースと受けられないケースと、納付金の額がかなり変動するというところで3パターンの試算をするということになっています。平成26年度から平成27年度、平成27年度から平成28年度の医療費の伸びというのがかなり違ってしまっていて、今3回目の試算では、平成27年度の医療費と平成28年度の医療費の伸びを使って計算するということになっています。平成26年度から

平成27年度の伸びは、高い薬、オプジーボとか、そのような何千万円もする薬が使われておりましたのでかなり異常な医療費の伸びがあったということで、その伸びを排除した平成27年度、平成28年度の医療費の伸びをベースにプラス3%とか5%の医療費伸びを勘案して試算を行っていくという流れの中で数字を調整してみえるというふうに伺っています。

それが公表されるのが10月、そして10月、11月のほうでまた県のほうで会議がありまして、標準保険料の基本的な算定の基準を定めるというふうなことになっています。最終的には1月に県が納付金の額を示すということなんですけど、県のほうもいろんな条例を定めないといけないということがありますし、市町村も条例制定のことがありますので、どんなに遅くても1月には県が数字を示さないと、市町村の事務も、県の事務も間に合わないというスケジュールになっていますので、11月、12月くらいが保険料に納付金の額を決める山場というような形の流れになっております。

○10番（洞口和彦）

最終的には1月提示を受けて決定を受けますと2月。4月から新しい保険料。今聞きますとかなり幅はあるんですけども、1.6倍に上がるだろう、それも2億円の措置をしながら。これについては1.6倍というのは全国的もかなり、もちろん低かったわけですから若干上がると予想されるわけなんですけど、これだけの値上げを市民に周知していくわけですけども、それらの周知方法はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

国保の制度が変わるということにつきましては、保険料更新の折に5月だったと思いますがチラシを入れさせていただきました。それで、被保険者の皆様方に幾らくらいの保険料になるという具体的な数字が決まった時点で改めてチラシを入れる、あるいは説明会を開催するというふうに行ってまいりたいというふうに考えております。

○10番（洞口和彦）

今までわずかに上がってきたけど、最終的に1.6倍——まあ1.5倍ですよ、ここ抑えてありますから。1.6倍くらいになるだろうけど、もちろん緩和措置がなかった場合ですよ、最初の1年目から1割りずつアップして行って不足額が最初の年に2億円、緩和措置を入れない場合に2億何千万円。ずっと5年間計算してみますと6億8,000万円くらいの赤字ですよ。緩和措置が1億円か2億円入るだろうという予想の元に、2億円と1億3,000万円、3億3,000万円。これで最終的には5,000万円残すだけのあれができるというふうに黙読されていますけれども、これで後また追加措置するというようなことはない、これでいくというようなそういう方針は変わりがあるのか、これは頑固としたものなのか、いろいろ精査してみてですね。その辺の2億円でのこの金額についてですね、大丈夫なのかどうか、その辺をもう一度どうお考えかお伺いしたい。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

保険料自体は本来基準外の繰り入れを行わずルールに基づいて保険料を賦課していくという原則が守られるべきであるというふうに思います。たまたま今まで飛騨市は基金があったので、それを有効に活用して保険料を低く抑えることができたんですけど、今その基金と2億円というお金を使って新たに求められる納付額を保険料として頂くような形で持っていきたいということです。ですので、基本的な原則ではこれ以上の繰り入れというのは国保に対しては行うのは難しいのかなと、一担当としては思っております。

○10番（洞口和彦）

では財産の中心の市長はどのようにお考えでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今回2億円というのは、まさしく公費として初めて入れるわけでありまして、これはかなり大きな決断でございます。そのときに考えましたのは、先ほど部長の答弁でもありましたが、国保は非常に高齢者の方、あるいは低所得者の方が多くて、わずかな上げ幅でも非常に大きなインパクトがある、大変なご負担をおかけするというところで、やはりそれを無理にお願いをするというのは、これは弱い方々への支援という観点から考えて現実に無理ではないかというふうに考えたものですから思いきった形なんですけど、2億円というふうに切りました。

今、これで足りるかどうかという問題なんですけど、とりあえずこれで足りるということを行っているわけでありまして、ここでどれだけでもオッケーですということを申し上げるわけでは決してないわけでありましてけれども、ただ、先ほど申し上げたような低所得、大変生活が厳しい市民の暮らしを守るという観点で決断したものでありますから、そうしたことが万が一、今後必要になってくればその度合いに応じてまた考えざるを得ないということかと思っておりますが、ひとまず今の段階は我々の試算としてはこれでいけるんじゃないかと思っておりますし、先ほど部長が祈っている状況であるという答弁をいたしましたけど、まさしく祈っております、何とか低い水準で保険料が収まるようにまさしく祈りながらいきたいと思っております。

○10番（洞口和彦）

一番祈っているのは国民健康保険加入者なんですよね。市長はそのように、本当に2億円のすごいお金を先回り投資して、この措置に対応したい、保険料の値上げに対応したい。これはすごくいいことで、私も大賛成なんです。ただ、総体的に見てまたどんどんということになりますと、その辺の決意を今若干伺ったということなんです。

じゃあこの値上げの問題について国民健康保険運営協議会というのを開催されているんな議論というのはされますか、今のところそのような予定はどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

飛騨市の国民健康保険運営協議会では3回目の試算の結果が出た時点で、その結果に基づいた考え方などをお諮りするような予定です。恐らく10月中には1回開かせていただきたいと思います。

○10番（洞口和彦）

苦慮するところですが、住民にですね、1万円が1万5,000円保険料金払うということですので、かなり低所得者層含めてかなりのショックだと思っています。なかなか先ほど言いにくい面もあるけど言わざるを得んし、事実ですので、これは先ほど言われたように緩和策に全力を尽くしてもらって、先ほどの回答では1億円から2億円をその中から出してもらえるような感覚だというふうに言われています。協議を含めて、もともと先ほどありましたように、メリットとデメリットの中でも飛騨市はそういうお金が入ってきたおかげで上げなくて済んだということがございますから、その辺を重要に捉えてもらって、これは市長なり市の交渉能力と対話によって決まりますので、その辺の力強い言葉なんかをいただけませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

交渉でまとめられれば強力に交渉でも座り込みでも何でもするんですが、これがやはり全体的なシステムをどう構築するかという形の中で議論が進んでいるものですから、本当にそこら辺はまさしく苦慮しているところなんです。

それから今回この試算が実はもっと早くわかるであろうと、そういうふうに見込まれていたんですが、もう本当にズルズルズルズル遅れて、もう既に9月になっていて9月の段階ではっきりしない。こうなりますと先ほどの周知の話もありますが、かなり近い時期にパッと市民の皆さんにお知らせすることになるわけで、それも本当に苦慮しております。そういう意味では交渉、要望ということの限られた範囲の中なんですけど、極力市としては言うべきことを言ってですね、市民に急激な負担をかけることがないよう、またあるいは小規模の高齢化の進んだ自治体の現状ということを踏まえていただけるように、いろんな場で申し上げていきたいとは思っております。

○10番（洞口和彦）

ここで初めて県からお金を取ってくる、これは取ってくるわけじゃないですけど緩和策を入れていただくという策略ですので、よろしく配慮をお願いしたいと思います。

それでは一番最後に質問しました保険料の医療費削減の取り組みでございますが、今、飛騨市もことしからまめとく健康ポイントというのをやっていますよね。今やっぱりいろんなこういうポイント制度では、400を超える市町村が何らかの形で健康ポイント

を景品出したり特典出したり進めているということがあります。

それからこの中には特に一番大事なものは、今敬老の日がございまして、何のために健康寿命を延ばすかということで、やっぱり歩くことが大切、ストレスをためない、いろいろございすけど、歩くことは大切だと思います。今ウォーキングにも飛騨市は力を入れていすけど、ちなみに国は目標1日どのくらい歩けばどうなるというような、予防改善できる可能性をです、数字で出しています。例えば毎日2,000歩歩けばです、寝た切りが防げる、必ずならんというわけではないけど防げる。それから5,000歩歩けばです、認知症や心疾患それから脳卒中が防げる。それから75歳未満の方は1万歩歩けばメタボリックシンドローム、私もこの言葉については大変痛いんですけども、それが解消される。75歳以上でしたら8,000歩歩けばということが出ていすし、確実にこういうポイント制度に加入したり運動してみえる方についてはです、医療費が60代では年間4万3,000円、70歳では9万7,000円の医療費が抑えられるというふうに言われています。

今回最初でございましたので、まめとくポイントのポイントは限定されていますけど、もうちょっとウォーキングに力をおいて。ある市では全員に万歩計を与えて、同じ万歩計で、それを登録して私はこれだけ歩いたというと何点か入るといようなそんな制度をやってみるところもありますので、もうちょっとウォーキングの関係をポイントに加えて、今後そういう取り組みも、保険料を安くするような方策に努めていただきたいと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

まめとく健康ポイントにつきましては、宣伝するわけではありませんが、よいところは健診を受けるということが前提になっているということで、その健診を受けるという啓発も含んでいるということで、保険者努力支援制度の市民全般への啓発事業ということの項目にも該当いたしました。

それでもう1つのよいところは、市民が自分にあつた運動を行えば、それもポイントの対象になりますよということでもあります。歩くということも非常に大事ではありますが、歩くことに限定しない形にはなろうかと思いますが、歩くことを含めた、目標を設定しやすいような形を検討していきたいと思います。基本は市民の方が自分が思ってみえる健康づくりにしっかり継続して取り組んでいただく、そして健診をしっかり受けていただくということですので、それを堅持しながら洞口議員のご意見を参考にさせていただきます。

○10番（洞口和彦）

保険料の値段を聞いて市民が病気にならないような措置をぜひお願いします。いろいろ未知数で決まっていな、非常に遅れているという段階の中でです、飛騨市について

は今言った2億円の拠出とか大変努力されている、これは素晴らしいことだと思っていますので、また納入者の立場に立った本当にあんきにまめで働くにはこの辺が大事でございますので、全力を尽くしてですね、来年4月に向かって進んで行っていただきたいと思えます。

では2番目の教育問題についてご質問いたします。

市長は、今議会の行政報告の中で児童、生徒の活躍についていずれも快挙と呼ぶにふさわしい。自分をしっかり持ち、周囲への感謝の気持ちを持っていることに感動し、個人の活躍ではあるけれども、高い学校力あることを改めて認識したという報告ございました。

また、先日13日の神岡中学校の体育祭に行ったんですけど、学校長の挨拶文の中にこのように書いてありました。「ことしの夏は本校の部活が熱く燃えました。全国大会の1位や東海大会、県大会出場を決めたり、地区大会でも大善戦しました。これは技術の向上はもちろんありますが、夢や目標を持つ、最後まであきらめない、仲間を信じる、耐えるといった精神的な成長が成績や活躍に繋がったと捉えています。「文」と「武」で自らを鍛え、仲間と切磋琢磨する姿が見られるようになったことを非常に喜んでいました」とありました。

私は市長の報告や校長先生のお話を聞いて、飛騨市の教育指導の成果とやっぱり頑張っている児童、生徒の充実を顕著に表している言葉であり、説明ではなかったか、そんなことを強く感じた次第でございます。

さて、話は変わりますけれども、文部省は全国で問題になっている教員の多忙化を緩和するための対策として、授業準備を助けるスタッフを3,600人、例えばコピーしたり先生のお手伝いするような人を配置、それから外部の部活動指導者の7,100人くらい増やして充実するとか、英語や体育などの特定教科教員や、いじめや生活指導対策教員教等全体で、まあ全国でございますけども3,800人増やし、教員が余裕を持ち、子供と授業に向き合える環境づくりを目指すとして来年予算に予算請求をしますという発表がございました。先ほど言いましたように素晴らしい飛騨市の教育環境ですが、より向上を求めた場合に、今後以下の4点についてどのような取り組みを行っていくのかについて伺いたいと思えます。

1つ目は教員の勤務時間改善についてお伺いいたします。

教員の長時間労働の改善を目指す取り組みが各地で模索されています。平成16年度の公立小中学校教諭の勤務時間は10年前より週4、5時間増え、残業が月80時間以上の過労死ラインに達する教師は小学校で34%、中学校で58%と看過できない深刻な状況となっています。文部科学省の諮問機関、中央教育審議会では緊急提言として、タイムカードや情報技術を使った出退勤務の記録や夜間の留守番電話の対応で勤務時間管理を要請いたしました。また、長期休暇等で学校閉庁日の設置や部活の休養日、適切な活動時間の徹底を求めています。飛騨市での勤務時間管理はどうされているのか、中学での部活活動の状況、顧問の勤務時間についてどう影響しているのかについて伺いたいと思

ます。

2番目には学力テストについてお伺いします。

ことしも全国で約200万人の小中学生の学力調査が実施され、結果が発表されました。今回の課題として思考力や判断力、表現力に課題があると示されました。地域格差が年々縮小していること。ことしで10回目、積み重ねによって得られた知見では、家庭の経済力と子供の学力との相関関係がデータにより裏付けされたとしています。学力格差を解消して、貧困の連鎖を断たなければなりません。学力の底上げには、少人数指導や放課後補習はよく効くということ、サポートの必要な学校には教師を手厚く配置する等の対策を行うとともに効果の検証も大事であるとのことでした。また、学力テストをきっかけに、子供によりよい授業を提供しようとする意識が芽生えているとも聞いています。これまでの10回の学力テストの取り組み等を振り返って、飛騨市の学校教育に対する効果と反省点についてお伺いしたいと思います。

また、今回初めて中学3年生の部活動時間を調査されました。活動時間と学力時間の関係を分析によると、部活動1、2時間の平均正答率が69.1%でトップでございました。それから2、3時間が66.7%、3時間以上が58.9%。因果関係を示すものではありませんので、飛騨市も参考にいただければ幸いです。

3番目に夏休み明け対策は万全なのかお伺いします。

長い夏休みが終わり新学期がスタートしましたが、東京、千葉では連日悲しいニュースが報道されています。夏休み明け、各所で子どもの悩みに寄り添うため、電話相談開設や、子供の逃げ場所づくり等、子どものSOSに真剣に向き合っておられます。いじめ防止に関する基本方針が改定され、「けんかやふざけ合いでも、背景事情を調査し、いじめに該当するか否かを判断する」としました。また「いじめ・不登校等未然防止アドバイザーの派遣」や、県独自の支援策を打ち出されました。吉城高校、飛騨神岡高校でも、自殺予防街頭キャンペーン等が実施されています。命を大切にしてほしいという呼びかけでございます。飛騨市の休み明け対策は万全なのかについてお伺いいたします。

4番目に給食費の補助の問題です。

これは前もって言うておきますが、無理かと思いますが、実は下呂市では来年4月より中学校給食費を半額補助するため、子育て応援基金の積立が2億円、補正が提案されています。全国では、給食を無償にしている市町村は57カ所以上、岐阜県では岐南町や揖斐川町がこれに該当します。無償化は全国的に少しずつ広がっているようです。給食費の未納は解消はできますが、多くの費用がかかるため手段は手探り状態でなかなか結論が出ていないところが多いと聞いています。しかし、いろんな知恵を出したり、財源を算出したり、市民全体で子供たちを支える税金を活用したいという立場で実施されている市町村もあります。市としても今後、子育て支援として給食費の補助の考えはないのか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは給食費補助の件につきましてご答弁申し上げたいと思います。補助する考え方はないかと、こういうことですが、給食は調理、供給等にかかる人件費、運営費を公費で賄っている、食材の実費を給食費としてご負担いただいていると、こういう形で供給されておるわけですが、平成28年度の飛騨市内小中学校8校の給食費、ご負担いただいている分ですが、延べ給食数が約39万2,000食、給食費収入が約1億440万円ということですが、この1億440万円の一定額、あるいは全額を公費で負担してはどうかというご提案になるということになるわけですが、

確かに、この公費負担というのは、教育にかかるご家庭の負担を引き下げるとい意味では魅力がある政策であるということは思いますけれども、何分、財政負担が極めて大きい、しかも一度この補助制度を導入すれば将来の財政的な環境の変化に伴って制度を見直せざるを得なくなった場合でも、やめるという選択をしづらいという状況になることが予想されます。したがって、簡単に踏み切れる政策ではないというふうに考えているところでございます。

また、低所得者世帯の方には就学援助費により、実質無償で提供させていただいておりますし、何よりも昨年、入園・入学祝い金の見直しに向けまして保護者アンケートというのを取ったのですが、その際に給食費を負担に感じるという保護者は2%であったという数字が出ておりますので、そうしたことを考えますと、家計支援、子育て支援に劇的な効果をもたらすとも言い切れないというふうに考えます。

こうしたことから、現在のところ飛騨市としては給食費の補助を行うという考えは持っていないわけですが、今後、もし市民の皆様からのご要望が大きくなるというようなことがあれば、これは市全体での子育て支援策を議論する中で、慎重に検討していきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

私からはご質問の教育問題についての1点目から3点目について答弁させていただきます。

まず1点目の教員の勤務時間の改善についてですが、ご指摘のように、昨今、教員の勤務時間が問題視される中、本年6月に県教育委員会より、教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針として、「教職員の働き方改革2017」が出され、うち、市町村教

育委員会の取組としては大きく3点が示されました。その1つ目は管理職による教職員の正確な勤務時間の把握、2つ目は時間外勤務時間が月80時間、年720時間を超える職員の把握と指導、そして3つ目は中学校部活動の休養日の設定等にかかわることです。

そこで、この3つの県の方針を受けての飛騨市の対応としまして、まず勤務時間の管理ですが、8校中の7校は各自がパソコンに出勤時間と退校時間を入力、1校が各自で一覧表に出勤時間、退校時間を記入する方法をとり、管理職が1カ月の勤務時間を把握しています。そして、その把握から月に80時間を超えた教職員については、管理職が随時面談を行い、超過の要因に基づいての勤務の改善のあり方を示唆することなどにより努めております。80時間を超過しそうな教職員についても同様です。

いずれにしても、勤務時間の改善に向けては、児童生徒に支障を来さないことを前提にして勤務時間を見直し、できることは何かを見極め、改善に取り組んでいるところです。その改善例を少し申し上げますと、毎月の職員会の回数を減らす、それとともに、協議内容を必要最小限にして時間短縮を図るといような会議の在り方の改善、それから掲示物の意味づけを明確にし、不必要な掲示をしないなどで成果をあげている学校もあります。また、早く帰る日を定め、教職員同士が声をかけ合って気兼ねなく退校できるようにする取り組みも各学校で広まっています。教育委員会も学校からの提出書類の削減や研修事業の精選等に取り組み、教職員の勤務の適性化を図るよう努めているところです。

次に、中学校の部活動の状況、部活動顧問の勤務時間に与える影響ですが、中学校教諭の勤務時間超過の大きな要因に部活動ありを否定できない事実として答弁いたします。

まず、部活動の休養日状況ですが、各中学校によって取り方は若干異なっていますが、平日、休日ともにどこかを休養日として活動をしない日を定めています。しかし、土曜日、日曜日の休日については大会や練習試合などによって十分に確保できないというのが現状です。また平日においても、部活動終了時刻は、夏の大会を控えた6月、7月は部活動終了時刻が遅くなるのが通常で、その終了後に翌日の授業準備や会議等もあり、結果的に帰宅が午後8時、9時を過ぎる職員も少なくないのが現状です。月の勤務時間が80時間を超える顧問教師において、土、日の指導時間が含まれていないことを考えると、実際に部活動顧問として費やす時間はさらに多くなります。複数顧問の配置や外部指導者の導入を図ってはいますが、まだまだ十分な改善に至っていないのが偽らざる実態です。

本議会初日の冒頭、市長から紹介がありましたように、また、先程議員からも取り上げていただきましたように、本年度、飛騨市の生徒たちの部活動での目覚ましい活躍がありました。学校体制充実の中での部活動顧問の愛情と熱意あふれる指導のおかげと、敬意を表さずにはられません。この顧問に代表されるように、飛騨市には児童生徒のために献身的に努力する教職員が多いことが、教育行政の担当者としての誇りでもあります。今後も、「飛騨市の児童生徒が健やかに成長するためには、教職員自身が常に児童生徒に元気で活力のある姿を示し、教育にやりがいを持って勤務することが大切である」を基本に、

部活動体制の改善など難しい課題はありますが、教育委員会と学校がより連携する中で、校長のリーダーシップによる勤務時間、勤務状況の改善に努めてまいります。

次いで2点目のご質問、これまでの学力テストの結果に基づく飛騨市の学校教育に対する成果と課題についてお答えします。

まず、飛騨市の小中学校においては、小学校6年生と中学校3年生を対象にした全国学力学習状況調査、それから小学校4、5年生と中学校2年生を対象にした岐阜県における児童生徒の学習状況調査、市内全児童生徒を対象とした市標準学力調査を実施しています。

そこで、これまでの10回の学力テストの取り組み等を振り返りますと、当然、年度や各校の実態によって多少の違いは見られますが、市全体としてはどの学年を見ても一人一人の児童生徒の学力が着実に定着があるからこそその全体の高まりであると捉えております。これは、平成23年度からスタートしました飛騨市学習習慣確立指針が目指す子供の姿「話す人の目を見て、だまって最後まで聴く」「結論に根拠を付けて話す」の実践を徹底して積み重ねながら、児童生徒一人一人の伸びを大切に、主体的に学習に取り組む態度を育んできたからこそその成果と確信しております。

また、それぞれの学力調査の結果の分析を基に、各校において学力向上のための指導改善プランを作成して、日々の授業改善や家庭学習の充実に取り組むとともに、年に複数回、校内授業研究会を実施し、授業改善の検証を行いながら指導力向上に努めてきたからこそその成果でもあると理解しております。

しかし、当然のこととして課題もあります。それは伸びは見られるものの、なかなか学力が定着しにくい児童生徒がいるということです。すなわち学力の二極化現象があるということです。現在、学校はこの状況の改善に向け、個に徹する指導として、さまざまな取り組みを行っています。例えば、放課後に個別の学習相談や指導、支援を行う時間を設けたり、個別の学習ファイルを作成することなどです。

この個に徹する指導につきましては、教育委員会としましても重要課題として捉えて、年3回の学校訪問の際には、児童生徒一人一人が主体的に学習に取り組むことができるよう、すなわち個に徹する指導を大切に授業づくりのための指導、助言を意図的に行っています。10月に本年度3回目の学校訪問がありますが、その場でも意図的な指導を行う予定にしております。

もう1点のご質問については、部活動時間と学力との因果関係が示されたわけではありませんので、部活動の改善にすぐに結びつけることはできません。ただ、活動の質を高め、集中して1、2時間取り組むことは、子供たちのモチベーションを高める上でも大切なこととして捉えておりますので、研究してみたいと考えています。

次に、飛騨市各小中学校は8月28日に2月期を迎えて、もう既に3週間以上が経過しました。1学期の河合小学校を含めて全ての学校の運動会、体育祭が終了しました。当然、長い夏期休業の中で生活リズムを乱している児童生徒にとっては、この2学期始まりの

規律ある姿が求められる運動会や体育祭の活動には抵抗があり、不安定になることへの配慮の必要性は、どの学校、全ての教職員が認識していることです。

それでは3点目、飛騨市の各学校における夏休み明けの対応状況についてお答えします。

まず、ここ数年の夏休み明けでの不登校や不登校傾向の出現する状況を見ますと、特に中学校において、体育祭の練習が行われる9月に1学期には通常登校していた生徒が不登校や不登校傾向となるケースが、本年度は幸いにも0件、昨年度までの3年間で最も多かった年が平成27年度の6件でした。これまで各学校では、このような傾向の児童生徒に対して担任が家庭訪問をして本人に寄り添う指導を進めたり、保護者との懇談を行い学校での居場所を作ったりするなど、その実態に応じての組織的な取り組みに努めてきました。しかし、何よりも大切なことは、夏休み明けの対応だけでなく、普段から児童生徒をしっかり捉えることや、夏休み中における緻密な配慮です。

まず、普段の対応としましては、児童生徒の目線で目を見て話を聴くことにより小さな心の変化を敏感に捉えることに努めることは徹底しています。市及び県の事業としてのスクールカウンセラーの派遣により、継続的な支援も行っています。さらに、毎月行われる市の校長会では、不登校それから不登校傾向等、配慮を要する児童生徒について校長から状況報告を受け、市教委としましても全小中学校の実態を把握して、その対応や支援について協議しています。

また、夏休み中の対応では、電話や暑中見舞い、さらに配慮を要する児童生徒には家庭訪問を実施するなど、休み期間中も児童生徒とのかかわりを持ち、常に相談できる体制を作っています。例えば、ある小学校では夏休みを3期に分けて捉えて登校日を2回設け、「規則正しい生活が送られているか」「学習課題は計画通り進んでいるか」等を確認して、生活面や学習面での個別の支援を行いました。そこで、配慮の必要性を感じた児童に家庭訪問を実施して、生活リズム等の改善につながったという成果を聞いております。

今、社会情勢の変化の中で、子供たちの心が見えにくくなっていると言われます。しかし、見えにくくなっているからこそ私たち大人は、見る努力をしなければなりません。今後も各学校が地域の協力を得ながら児童生徒の小さな変化をも見逃さない体制によって、元気に安心して登校できる学校づくりのために、教育委員会としての対策の充実に努めていきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○10番（洞口和彦）

まさしく完璧な答えですね、「あー」も「うー」も言えませんけれども、ちょっと答え順番に質問します。

給食費、一番最初ですね、教育委員会の設備費が50万円とか先ほどの財政状況、喫緊ではないけど余裕はないよという話からすれば当然無理だと思っていました。しかし魅力ある学校給食というのは夢ですよ。先日高山市では「給食まるごと飛騨」というの

で地産地消を重点にした飛騨で取れる食材でいろんな給食しています。これは農協や青年部や農務課で競争しながら年4回、その場に農家を招いて説明受けたりしていますよ。飛騨でも魅力ある給食づくり、郷土料理やっているとありますが、せめて年に4回とは言いませんけど1回くらいパッと飛騨牛の5等級を出すとか、その辺の補助はできると思っていますので、そんなような方向で、要望としますので考えてはもらえませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今年度の当初予算でまさしくそうした試みを始めたところで、今回1回なんですけど、ちょっとすいません予算額がすぐ出てこないんですが、そうやってさせてもらっています。

食育というまさしく言葉があるように、給食を通じていろんなことを考えてもらうのは大事ですし、私自身も給食センターに行って試食とかをしながらいろいろ考えたりしていますので、ことしできれば拡大していきたいという思いではありますけど、また来年度の予算の中で検討してまいりたいと考えています。

○10番（洞口和彦）

魅力ある給食づくりに期待してですね。

先ほどの3つの質問で教育長、最初の質問、教員の管理ですね、すごくしっかりしてみえるということでございますので、これはもう中央審議会の答申を先取りして進んでみえます。ただ、テストの結果ですけど飛騨市は全国学力テストと、県の行う5、6年生と中学2年生ですか、それから飛騨市独自これは全生徒にやっていますよね。3つはこれやるほうもえらいし、テストせならん生徒もえらいと思うんですが、これは3つあって分析するために一番効果があるというふうにお考えでしょうか。やはり3つは必要ですか。その辺についての考えはどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

全国それから県は、これは国なり県からのものですけど、何故市としての標準学力テストということは、先ほど個に徹するという話をしましたけど、平均とか全体的な傾向じゃなくて、その個人がどういう学力の実態を示しているのか、その実態を個で分析することによって、個に対してどういう指導をするかということをしつかりと1年生から6年生まで見極めていきたいという思いの中での実践でございます。

○10番（洞口和彦）

わかりました。本当に個々の指導というのは難しいし、これは手間も時間もかかる仕事ですから、やっぱりそれを分析するためには3つのテストも必要ということですので理解したところです。

それから今回、今のところ不登校も全然ないということですので、本当にありがたいと

いうふうに思っていますし、特に休み明けはいじめだけじゃなくて、学友との不仲とか家族からのいろんな問題、それから親子関係の不和とか学業不振、スポーツの苦手な人はその辺。その辺の問題はあると思います。特に今回はいじめが喧嘩やふざけ合っているのに対してもしっかり指導せよというふうになってきましたよね、県の方針が。それらについて周知なり徹底なり何かしたことはありますか、今までやっているからいいのか、その辺のところはどうでしょうか、これについては。

□教育長（山本幸一）

県とかあるいは国の答申に関しましては、できるだけ迅速に毎月の校長会を通して決定していますし、また、事前に各学校へはそれらの文書を、教育委員会としてどうするかということをごきちんとして明記して通達していますので、今回のことに関しても通達済みでございます。

○10番（洞口和彦）

先を行く答弁で本当にありがとうございます。

実は今の議会の前にもらった昨年度の教育に関する点検と評価の欄を見ましたら、支援対策としてですね、飛騨市は小学校に入学する前の園児ですね、園児にやっぱり入学を見据えた教育、支援が必要だというふうに感じて、何とか飛騨市の中では保・小・中が一貫した教育を目指したいというふうに書いてございました。この方向性と、これはあくまでも希望であるのか、それとも現実にはこうやりたいという道筋があるのか、こうやりますよという強いものなのか、一貫教育の説明を含めて最後に説明できましたらよろしくをお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

ただいまの質問は飛騨市教科専門性学力向上事業、すなわち学力向上プロジェクトにかかわることですので少しだけ話をさせていただきますけど、私が就任させていただきました平成23年度からこの事業を始めさせていただきました。事業内容は国や県の動向を見据えながら、もちろん学力テストの結果もありますが、飛騨市の子供に何をもちて確かな力をつけることができるかを考えて、その研究実践校を指定して公表会をもって市の全体の共通理解を図ってレベルアップを図るという目的で事業を実施しています。

昨年度は個に徹する指導ということで山之村小中学校を指定して公表会を行いました。これまで6年間の事業の中で保育園と小学校が、さらには小学校と中学校が連携することの重要性が非常に明らかになってきました。そこで本年度は神岡小学校を指定してですね、そして神岡小学校と保育園、それから神岡小学校と神岡中学校、この保・小・中、12年間の中で付けたい力を整理して実践に取り組んでいるところです。特に神岡小学校では国語に力を入れていますが、国語の力も系投票を作成して、その実践を今度10月11日に公表会をもって市全体、飛騨地区全体に公表するという形を取りたいと思って

いますが、この実践の保・小・中の一貫教育のステップにしたいなということを思っていますので、市長からもこの一貫教育については方向性をきちっと打ち出すようにという、そういう指示も受けていますので、この神岡小学校の保・小・中の連携の実践を今後の一貫教育に結び付けることができればというようなことを考えておる現在です。

○10番（洞口和彦）

まさに最初に申し上げましたように、いろいろな生徒とか教育の現場、本当に痛感しました。特に今回の質問について私ももうちょっと勉強しないかなとつくづく感じた次第でございます。本当に丁寧な説明ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で10番、洞口和彦君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時25分といたします。

（ 休憩 午後3時13分 再開 午後3時25分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に1番、仲谷丈吾君。

〔1番 仲谷丈吾 登壇〕

○1番（仲谷丈吾）

議長から発言のお許しをいただきましたので、飛騨市でのドローン活用について質問させていただきます。

9月3日に行われた飛騨市防災訓練の際には、午後1時30分から古川小学校グラウンドにて楽天ドローン飛行見学会が開催されました。飛騨市と連携協定を締結している楽天株式会社が所有する大型ドローン「天空」を使い、被災時の孤立集落に対して食料や薬などをドローンで運搬する実験を見ることができました。その後、ドローン操縦体験会も開催されました。楽天は来年度にはこうした物資輸送を実現したいと考えています。この飛騨市の取り組みがCBCニュースの中で紹介されました。

2015年、ドローン元年と言われてから急速に注目を集めているドローンですが、経産省では、日本のドローン市場は2020年に200億円弱、2030年には1,000億円を超える見込みと発表しております。2018年には目視外、無人地帯でのドローン

荷物配送の実用化、2020年には都市を含む目視外、有人地帯でのドローン荷物配送の実用化を目指すとうたっております。

千葉県千葉市は国家戦略特区となり、ドローンによる宅配サービスを目指しております。都市部におけるドローンの近未来技術実証のために制度整備に資する新たな制度改革、規制改革について重点的、集中的に検証する千葉市ドローン宅配分科会が設置されております。

徳島県那賀町では、まち・ひと・しごと戦略課の中にドローン推進室という部署を作っております。全国でも役場の中にドローンの部署があるのは那賀町だけではないでしょうか。那賀町では町内のドローンマップを作成し、おすすめの空撮スポットを紹介しています。ドローン講習会からドローンレースまで、数々のイベントを開催しており、東京で年に1度開催される国際ドローン展にも自治体としては唯一出展しております。

私もことしの3月と6月に徳島県那賀町を視察させていただき、これまでの取り組み等教えていただきました。ドローン専門で地域おこし協力隊の方も2名活動されており、1人はドローンレーサーで日本ドローンレース協会の四国支部長もされております。もう一方は全国のドローンイベントへ招待されて講演などを行っております。お二方とも全国に非常に幅広いネットワークを持たれております。また、那賀町ではオリジナルのドローンを開発するなど、ドローンによる町おこしにとっても積極的です。

そのほかにも秋田県仙北市はドローン実証実験特区となっており、企業等を招きさまざまな実証実験を開催しております。

このように全国それぞれの自治体でドローンを取り入れる働きが急速に進んでおります。ドローンが実際現場でどのようなことに活用されているのかといいますと、災害時に人が立ち入れない場所へ行っての状況把握ですとか、行方不明者の捜索活動、山の中など人が行くと危険な場所へまずドローンを飛ばしていくことも有効ですし、測量、物資輸送、自治体等のPR動画の撮影、橋梁や高所の点検作業、ソーラーパネルの点検、これはドローンにサーモグラフィを搭載して、ドローンが上からソーラーパネルを見ると異常があって温度が上昇している場所がわかるというものです。農薬や肥料の散布などさまざまな場面で活躍が今後期待されております。

先日開催された市民の皆様と議員との意見交換会でも、河合会場のほうで遭難者の捜索や、消防団でもドローンを取り入れてはどうかといった意見もありました。

そこで飛騨市のドローン活用について、1つ目に、これまでに飛騨市ではドローンを活用してどのような取り組みをされてきたのか。2つ目に、楽天との連携は今後どのように進んでいくのか。3つ目に、今後、飛騨市では防災、産業、まちおこし等でどのようにドローンを活用していこうと考えているのか。4つ目に、今後消防本部ではどのようにドローンを活用していくのか。5つ目に、徳島県那賀町などの先進地との交流をしようかどうか。この5点について質問いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 湯之下明宏 登壇〕

□企画部長（湯之下明宏）

私のほうからは①から③、そして⑤についてお答えをいたします。

初めに、①のこれまでの飛騨市の取り組みについてお答えいたします。

平成28年11月に楽天株式会社と締結しました連携協定の項目に被災時におけるドローンの活用及び物資輸送試験に関する事項がございます。これに基づき、まずはドローンというものに慣れることが必要と判断し、本年8月に職員向けのドローン講習会を実施いたしました。また、議員のお話のとおり、去る9月3日、楽天が開発しました大型ドローン「天空」を利用して、被災時を想定したドローン活用試験を実施したところです。この「天空」を災害対策として利用した試験は、楽天では日本で初めてということでもあります。さらに、これと別に消防職員向けの操縦講習も実施した上で、消防職員による遭難者の早期発見訓練も実施いたしております。また、飛騨市土地開発公社では、公社独自で鮎之瀬団地の販売促進のために平成28年度からドローンで撮影した映像をホームページで公開しているところでもあります。

次に②の楽天との連携の今後の進め方についてお答えいたします。

ドローンに関する楽天との連携は、協定項目に基づいた被災時の活用を中心に進めていく計画としております。この点については、楽天でも初の試みということで、新たなドローン活用方法を試験していきたいとの言葉をいただいているところでもあります。また、楽天が開発を行っている空域管理システム「楽天エアマップ」という、ドローンの飛行可能区域、申請が必要な区域、飛行禁止区域等をスマホの地図上に表示できるシステムを活用し、飛騨市内でのドローン飛行可能区域を示すことで、ドローンを気軽に楽しめる町をPRしていければというふうに考えております。

3つ目の、今後のドローン活用についてお答えいたします。

今までの説明のとおり、大きく2つの方向で活用を考えております。1つ目は災害対策です。先日起きました九州豪雨の際に人が入れない場所をドローンで調査した映像を見る機会がございました。ドローンを活用することで、時間のかかっていた被災時の被害状況調査ですとか人命救助が格段に早く行えることは明らかであります。災害が起きないことが望ましいことではありますが、万が一大きな災害が起きた際の救援物資や無線機などの通信手段の運搬のほか、災害状況の早期把握、行方不明者の捜索などドローンを活用してできる効果的なことは数多くあります。そうしたことが迅速に利用できるよう対策を進めるとともに、山林内での遭難時も利用できる範囲で活用できるよう訓練を進めております。

2つ目は誘客に向けての活用です。市民で組織しておられます、神岡ドローン実行委員会によるドローンのイベントが10月7日に実施されます。その開催地であります流葉

スキー場などを、ドローンを自由に飛ばせる場所としてPRすること、さらにはドローンレースなどの会場として利用できれば宿泊客等の増加につながるのではないかと考えております。また、観光素材の制作にあたりましても、例えば古川祭等の動画をドローンで上空から撮影し、今までの撮影とは異なった角度からの映像を見ていただくことで、さらなる飛騨市のPRにもつなげられるのではないかと考えております。

最後に5の先進地との連携についてですが、徳島県那賀町などのドローン先進地の活動は素晴らしいものでありまして、今後参考にしていきたいというふうに考えております。実際に、危機管理課のほうでは7月に職員が視察に行く予定をしておりましたが、那賀町での実験等のタイミングが合わなかったため、改めて日程調整を行っている状況であります。このほかにも全国各地の先進地の事例を研究するとともに、連携できる部分は連携し、交流を図っていきたいと考えております。

〔企画部長 湯之下明宏 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 坂場順一 登壇〕

□消防長（坂場順一）

4番目の、今後消防本部ではどのようにしてドローンを活用していくのかについてお答えいたします。

各種災害に対してドローンを活用していくことは大変有意義で重要なことであると認識しております。消防本部としましては、大災害時の状況把握や火災、救助、捜索活動において上空からの情報を素早く活動隊員に周知させ、指揮隊が迅速に活動方針を決定することで、災害を安全に、また、早期に終結させることができると考えております。

こうした考えから、楽天のドローン講習会への参加やドローンを取り扱っている業者に講師を依頼し、消防職員を育成するための研修や訓練を始めております。また、各消防署へのドローンの導入も進めたいと考えており、来年度に向けて購入、配置の検討を行っているところです。

〔消防長 坂場順一 着席〕

○1番（仲谷丈吾）

今ありましたように楽天との連携でエアマップ、こちら私もYouTubeのほうで楽天があげているエアマップを見たことがあるんですが、非常に楽しみに思っております。

そのほか、観光誘客のほうなんですけど、流葉は夏場ほとんど利用がないですので、ぜひそういったことでドローンの活用でまた活性化するようなことがあればいいのではないかと思いますし、古川祭でもドローンということは本当に楽しみです。今度の今週末の狐火まつりのほうでも観光協会さんのほうでドローンによる空撮をされるような話を聞いております。

ぜひ徳島県那賀町とも今後いろんな交流をしていっていただきたいですし、消防本部でもドローンの導入を検討されているということで、やっぱり飛騨市山が多いので、ぜひともいろんなところでですね、今まで全然確認できなかった地域なんかもドローンによって把握できるんじゃないかと思います。

ドローンについてはまだまだ模索中の自治体がほとんどだと思うんですが、東京などのような人口密集地域においては、ドローンを飛ばす際には飛行申請が必ず必要になってきますので、さまざまな実証実験等は必ず地方で今後行われてくると思います。地方こそドローンが活躍できるような場所じゃないかなと思います。

そういった実証実験等の誘致についても、今後検討していただけたらと思います。

以上で私からの質問は終わります。

〔1番 仲谷丈吾 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで1番、仲谷丈吾君の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。あすの会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時42分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（1番）

仲谷 丈吾

飛騨市議会議員（2番）

井端 浩二